

戦略的創造研究推進事業  
情報通信科学・イノベーション基盤創出  
(CRONOS)

2025 年度 募集要項

募集期間

2025 年 3 月 5 日 (水) ~ 5 月 21 日 (水) 12:00 (正午)



未来創造研究開発推進部

2025 年 3 月

## 募集の概要

### (1) 募集・選考のスケジュールについて

2025 年度の研究開発提案の募集・選考のスケジュールは、以下の通りです。

研究開発提案の募集開始	2025 年 3 月 5 日（水）
研究開発提案の受付締切 (e-Rad による受付期限)	<b>2025 年 5 月 21 日（水） 12:00（正午）</b>
書類選考期間	5 月下旬～7 月上旬
面接選考期間	7 月下旬～8 月上旬
採択課題の通知・発表	9 月中旬～9 月下旬
研究開発開始	10 月上旬以降

※1 研究開発提案の募集開始と受付締切以外は全て予定です。今後変更となる場合があります。

※2 応募方法の最新情報や募集説明会の日程・参加方法等は、CRONOS ウェブページの公募情報ページ（以下、公募情報ページ）にてお知らせしますので、必ずご確認ください。

※3 面接を行う具体的な日時は、JST から指定します。面接選考の日程および面接選考対象者へのメール連絡期日は決まり次第、公募情報ページにてお知らせします。

公募情報ページ：<https://www.jst.go.jp/kisoken/cronos/koubo/2025/index.html>

### (2) 応募方法について

研究開発提案書の様式等、応募に必要な資料は、公募情報ページからダウンロードしてください。

応募は e-Rad (<https://www.e-rad.go.jp/>) を通じて行っていただきます（「第 5 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について」を参照）。締切間際は e-Rad にアクセスが集中することでシステムに負荷がかかり、ページ遷移に時間がかかる、研究開発提案書をアップロードできない、エラーが発生しトップページに戻る等のトラブルが発生し、締切までに応募を完了できないことがありますので、時間的余裕を十分とて、応募を完了してください。

**募集受付締切までに e-Rad を通じた応募手続きが完了していない提案については、いかなる理由があつても審査の対象とはいたしません。また、募集受付締切時刻以降の研究開発提案書の差し**

**替え等には応じられません。**なお、応募期間中に e-Rad 上で大規模なシステムトラブルが発生し、e-Rad を通じての応募が困難となるような場合には、公募情報ページを通じて対応策を提示する場合がありますので、予めご了承ください。

所属機関・役職等について e-Rad の記載と研究開発提案書本文の記載を統一してください（相違があった場合は研究開発提案書本文の記載を正として扱います）。e-Rad にアップロードされた研究開発提案書に審査を困難とする不備がある場合は、不受理といたしますので、ご注意ください。「審査を困難とする不備」とは、研究開発提案書様式間違い（異なる事業の様式を使用）、研究開発提案書各様式（特に様式 1 の研究開発提案書・表紙）の抜け、査読を困難とする文字化け、研究開発提案書記載項目の重大な記入漏れ等を指します。

なお、JST は、**提案の受理・不受理を問わず、募集受付締切時刻までに発生する研究開発提案書の不備についての一切の責任を負いません**。従って、募集受付締切時刻までに、JST は研究開発提案者に事前確認のうえでの研究開発提案書の訂正、研究開発提案者に対する訂正依頼行為の一切を行わないことにつき、ご承知おきください。

研究提案の応募方法ならびに応募に当たっての留意事項については、公募情報ページならびに、「第 4 章 応募に際しての注意事項」、「第 5 章 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法等について」をご参照ください。

### (3) 研究開発提案を募集する領域およびグランドチャレンジ

本プログラムでは、情報通信科学における広範な技術分野・階層を対象に研究開発提案を募集します。2025 年度は、下表のとおり 2 領域を設定します。各領域は複数の技術分野・階層を包含するものとし、また、2 領域は連携を図りながら研究開発を推進します。

領域	中尾領域（主に情報通信分野を対象）	川原領域（主に情報処理分野を対象）
PO	中尾 彰宏	川原 圭博
領域に含まれる主な技術力 テゴリー (TC)	TC1：通信サービス TC2：情報通信基盤（通信にかかるセンシング・収集・符号化・圧縮・認識・分類、最適化、制御、学習）	TC5：情報サービス TC6：情報処理基盤（情報処理にかかるセンシング・収集・符号化・圧縮・認識・分類、最適化、制御、学習） TC7：情報セキュリティ（暗号・認証・

	TC3 : ネットワークセキュリティ（サイバー攻撃・セキュリティ運用系） TC4 : デバイス・通信方式（電波・光・量子等の通信）	プライバシー系) TC8 : デバイス・計算方式（電子・光・量子等の回路）
--	--	--

本プログラムでは、挑戦的な研究開発を促す上でグランドチャレンジを設定し、その実現に向けた新たな発想での研究開発を募集します。グランドチャレンジの達成に向けた取り組みを通じて、様々な研究アプローチにおける革新的な情報通信技術の創出と人材育成を図ります。

2025 年度に設定するグランドチャレンジは以下の通り領域ごとに設定しています。該当がない場合は、グランドチャレンジ自体を研究開発提案者が提案することも可能です。

領域	中尾領域（主に情報通信分野を対象）	川原領域（主に情報処理分野を対象）
PO	中尾 彰宏	川原 圭博
GC 番号 ：グラン ドチャレン ジ	GC01 : サイバーインフラ・アーキテクチャの革新	GC04: 基盤アーキテクチャとサービス・アプリケーションの密結合による新価値の創出
	GC02: サイバーインフラを支える要素技術の革新	GC05: データによる意思決定支援システムと予測の不確実性の克服
	GC03: サイバーインフラを駆動するサービス・セキュリティの革新	GC06: ベンチマーク・データセットドリブンで領域を発展させる情報通信の新領域
	GC00 : 提案者が設定するグランドチャレンジ	

各領域における募集・選考の方針やグランドチャレンジの詳しい内容については、「第 6 章 募集対象となる領域およびグランドチャレンジ」をよくご確認の上、応募をお願いします。既存の前提にとらわれない革新的な挑戦に取り組む研究開発提案を歓迎します。

なお、本公募は、令和 7 年度予算の成立を前提とするものであり、予算の成立状況によっては事業内容や事業予算を変更する場合があります。

# 目次

<b>第 1 章 研究開発提案募集にあたって</b>	<b>8</b>
1.1 戦略的創造研究推進事業 情報通信科学・イノベーション基盤創出（CRONOS）について	8
1.1.1 プログラム概要	8
1.1.2 運営体制	8
1.1.3 プログラムの特徴と運用スキーム	9
1.1.4 応募に際しての留意事項	13
1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ	14
1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について	14
1.2.2 ダイバーシティの推進について	15
1.2.3 公正な研究活動を目指して	16
<b>第 2 章 募集・選考</b>	<b>18</b>
2.1 募集の対象となる領域・グランドチャレンジ	18
2.2 公募期間・選考スケジュール	20
2.3 研究開発期間	20
2.4 研究費	20
2.5 採択予定課題数	21
2.6 応募要件	21
2.6.1 応募者の要件	22
2.6.2 研究開発体制の要件	23
2.6.3 研究機関の要件	24
2.7 応募方法	24
2.7.1 研究開発提案書（様式）記入要領	24
2.7.2 重複応募の制限について	25
2.8 選考方法	25
2.8.1 選考の流れ	25
2.8.2 利益相反マネジメントの実施	26
2.8.3 面接選考の実施および選考結果の通知	28
2.9 選考の観点	29

<b>第 3 章 採択後の研究開発推進等について .....</b>	<b>30</b>
3.1 研究開発計画の作成 .....	30
3.2 委託研究契約 .....	30
3.3 研究費 .....	31
3.3.1 研究費（直接経費） .....	31
3.3.2 間接経費 .....	32
3.3.3 複数年度契約と繰越制度について .....	32
3.4 研究開発課題評価 .....	32
3.5 研究開発代表者及び主たる共同研究者の責務等 .....	34
3.5.1 研究開発推進上の注意 .....	34
3.5.2 研究開発成果に関する責務等 .....	36
3.6 研究機関の責務等 .....	37
3.7 その他留意事項 .....	40
3.7.1 出産・子育て・介護支援制度 .....	40
3.7.2 JREC-IN Portal のご利用について .....	41
<b>第 4 章 応募に際しての注意事項 .....</b>	<b>42</b>
4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について .....	42
4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置 .....	44
4.3 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティ及びセキュリティの確保 .....	47
4.4 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処） .....	47
4.5 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について .....	50
4.6 繰越について .....	51
4.7 府省共通経費取扱区分表について .....	51
4.8 費目間流用について .....	52
4.9 年度末までの研究開発期間の確保について .....	52
4.10 間接経費について .....	52
4.11 研究設備・機器の共用促進について .....	53
4.12 博士課程学生の待遇の改善について .....	54
4.13 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について .....	56
4.14 男女共同参画及び人材育成に関する取組の促進について .....	56

4.15 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について .....	57
4.16 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について .....	58
4.17 URA 等のマネジメント人材の確保について .....	58
4.18 社会との対話・協働の推進について .....	59
4.19 オープンサイエンスの促進について .....	60
4.20 論文謝辞等における体系的番号の記載について .....	63
4.21 NBDC からのデータ公開について .....	63
4.22 動物実験基本指針における外部検証の受検について .....	64
4.23 ナショナルバイオリソースプロジェクトについて .....	64
4.24 多機関共同研究における治験・研究の一括審査について .....	65
4.25 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について .....	66
4.26 競争的研究費改革に関する記載事項 .....	66
4.27 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について ....	66
4.28 不正使用及び不正受給への対応 .....	68
4.29 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置 .....	70
4.30 関係法令等に違反した場合の措置 .....	70
4.31 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について .....	70
4.32 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について .....	74
4.33 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて .....	74
4.34 e-Rad からの内閣府への情報提供等について .....	75
4.35 研究者情報の researchmap への登録について .....	75
4.36 JST からの特許出願について .....	75
4.37 特許出願非公開制度について .....	75
<b>第 5 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について .....</b>	<b>77</b>
5.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について .....	77
5.2 e-Rad を利用した応募方法 .....	77
5.3 その他 .....	78

※「第6章 募集対象となる領域およびグランドチャレンジ」は別紙をご参照ください。

# 第1章 研究開発提案募集にあたって

## 1.1 戰略的創造研究推進事業 情報通信科学・イノベーション基盤創出（CRONOS）について

### 1.1.1 プログラム概要

本プログラムでは、Society 5.0 以降を見据えた未来社会における大きな社会変革を実現可能とする革新的な情報通信技術の創出と、革新的な構想力を有した研究人材育成に取り組み、日本の情報通信技術の強化の実現を目指します。

推進にあたっては、情報通信科学の常識を変えるビジョンがあり社会問題への大きなインパクトをもたらす挑戦的な目標（グランドチャレンジ）を設定します。その貢献に向け、基礎研究と応用研究の垣根を越える運用スキームにより、社会変革につながる基盤研究とその成果の概念実証（POC : Proof of Concept）等を促進します。

※CRONOS:Cutting-edge Research and Development on Information & Communication Sciences

### 1.1.2 運営体制

本プログラムの運営は、JST が任命したプログラムディレクター（PD）が全体を統括し、研究開発の全般的なマネジメントを行います。PD は、プログラム運営上の重要事項についてプログラムアドバイザー（PA）からの助言等を受け、プログラム計画の策定・見直し、予算を含む領域横断事項の調整、各領域における採択課題の決定、移行研究の実施などプログラム運営上の重要な案件について決定します。

プログラムオフィサー（PO）は、PD の全体統括の下、担当領域において、各研究開発課題を含めた領域全体のマネジメントを行います。専門的な知見を有した領域アドバイザー（AD）等の外部有識者の協力を受け、採択候補課題の選考、サイトビジット等を通じた研究進捗管理や各チームへの指示、移行研究審査、課題評価等を実施します。また、評価等を通じた研究費の増減、課題の早期終了（中止）等の判断も行います。

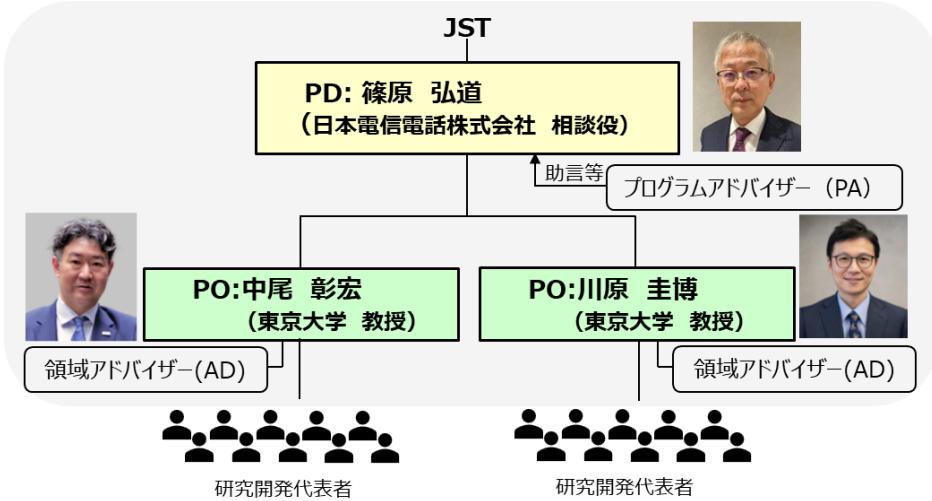


図 本プログラムの運営体制

### 1.1.3 プログラムの特徴と運用スキーム

#### (1) 領域

本プログラムでは、情報通信科学における広範な技術分野・階層を対象とします。技術ニーズが複雑化・多様化する中、従来の常識に基づく技術革新や、個々の技術分野・階層の革新だけでは解決できない課題が顕在化しています。本プログラムでは、グランドチャレンジの達成に向けた取り組みを通じて、人材交流を含めた、異なる技術分野・階層の連携・融合の促進を図ります。

下図のとおり情報通信分野を中心とする領域と、情報処理分野を中心とする領域の2領域を設定し、各領域のPOが連携を図りながら領域を運営します。



図 本プログラムの対象と領域

## (2) グランドチャレンジ (GC)

本プログラムでは、挑戦的な研究開発を促す上でグランドチャレンジを設定し、その実現に向けた新たな発想での研究開発を募集します。

グランドチャレンジのコンセプトは、以下4点を含むものとします。グランドチャレンジはさまざまな技術領域・階層を包含するもので、この達成に向けた取り組みを通じて、多様な研究アプローチにおける革新的な情報通信技術の創出と高度研究人材育成を図ります。

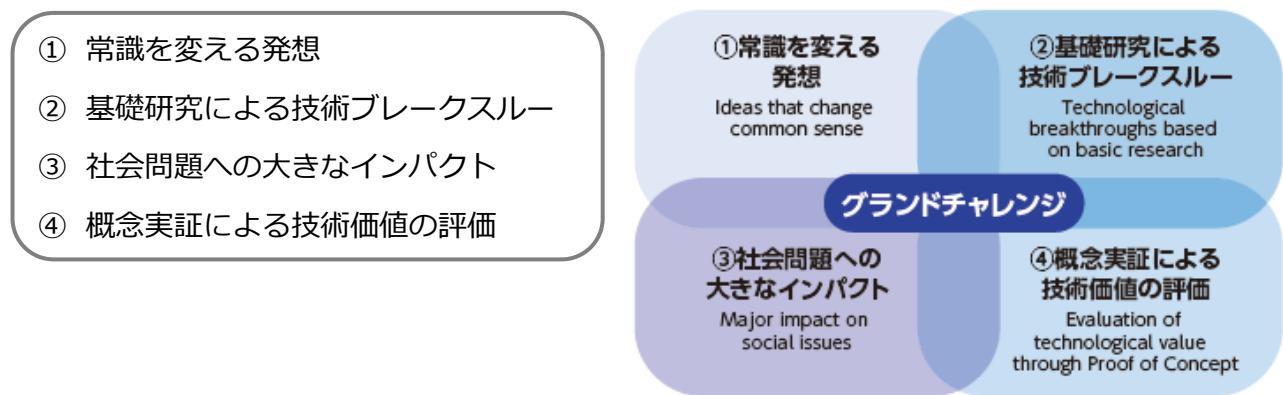


図 グランドチャレンジのコンセプト

グランドチャレンジは、研究開発動向、産業動向、社会ニーズ等を踏まえ、PD、PA、POおよび外部有識者等との検討・議論をもとにJSTが設定を行います。研究開発提案者は、取り組むグランドチャレンジを選定し、その貢献に向けた研究開発提案を行います。グランドチャレンジは、これまでの常識にとらわれない挑戦的な研究開発を募り、推進するために設定するものであるため、グランドチャレンジ自体を研究開発提案者が設定することも可能です。詳しくは「第2章 募集・選考」、「第6章 募集対象となる領域およびグランドチャレンジ」を参照してください。

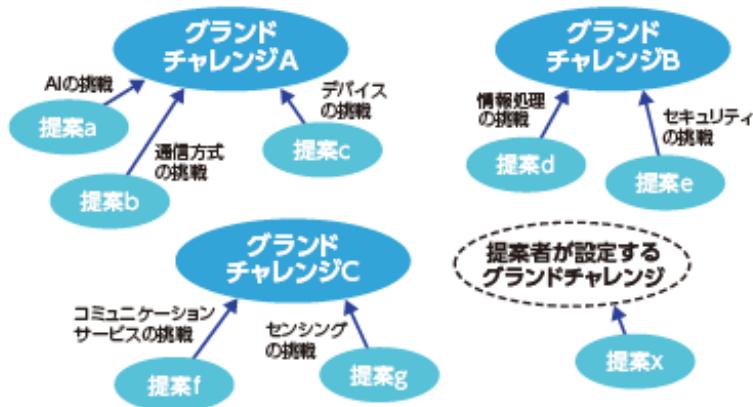


図 グランドチャレンジへのアプローチ

また、グランドチャレンジが示す目標は、未来社会において実現が期待される絵姿です。研究開発提案者は、グランドチャレンジが示す目標に対して、研究開発期間内にどのような技術範囲において、何を、どこまで、どのようなアプローチで取り組むのかを、研究開発提案書で具体的に記載してください。

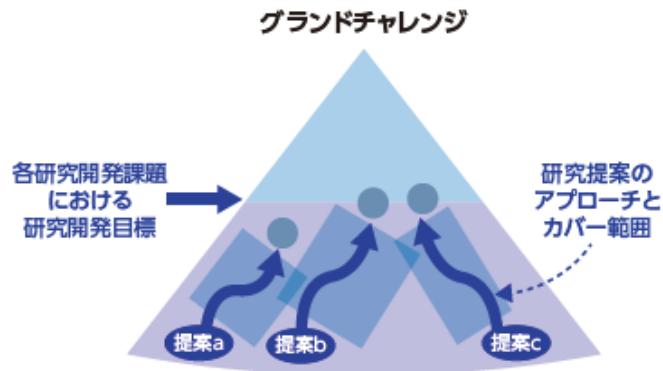


図 グランドチャレンジと各研究開発課題の研究開発目標との関係

### (3) 運用スキーム

本プログラムにおける研究開発課題は、基礎研究を中心とする「基盤研究」と、応用への橋渡しを目指す「移行研究」から構成されます。本プログラムでは、情報通信科学における研究開発の特徴を踏まえ、基礎研究と応用研究の垣根を越える運用スキームを取り入れ、社会変革につながる基盤研究とその成果の概念実証（POC : Proof of Concept）等に取り組みます。移行研究の実施過程で、基礎研究フェーズで検討すべき事項が出てきた場合は、基盤研究における研究開発計画を見直すなど、基礎研究と応用研究を行き来することでスパイラルアップを目指します。運用にあたっては、情報通信技術の研究開発を推進する情報通信研究機構（NICT）等との連携を図ります。

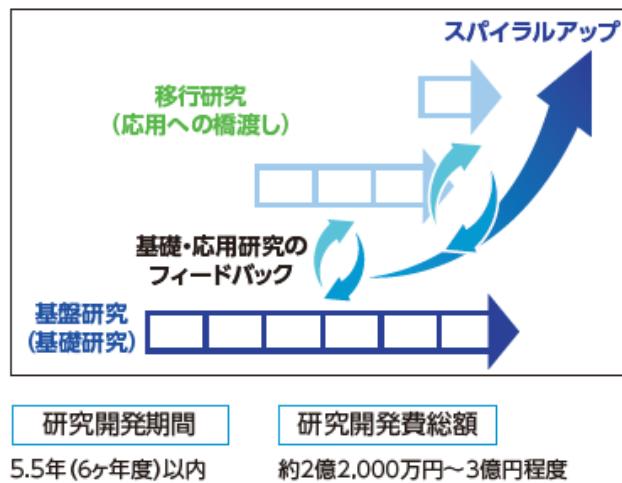


図 研究開発課題の構成（イメージ）

※期間や予算は、研究開発課題ごとの評価や内容により変動があります

#### a. 基盤研究

公募による採択（研究開発課題の事前評価）は、移行研究の想定を含めたグランドチャレンジ達成に向けた全体構想および基盤研究の具体的な内容・計画を中心に評価を行います。基盤研究では、グランドチャレンジに向け、国際的にもトップレベルの技術ブレークスルーを起こす成果創出や高度研究人材の育成を推進します。

#### b. 移行研究

基盤研究期間内において、採択された研究開発代表者が、別途、PO 等に対して概念実証（POC）等のための具体的な計画を提案し、認められたものに対して、追加経費措置を行い、実施します。移行研究は、採択後、原則として年 1 回程度、プログラム内募集による提案・審査により対象を決定します。移行研究の実施可否は競争的な審査を経て認められるものであり、プログラム内募集・審査時期は JST が定めることにご注意ください。研究開始後、研究開発代表者は、各研究開発課題の進捗に応じて提案が可能です。基礎理論に基づくソフトウェア化、実データを用いた理論検証、テストベッドでの実証試験などを通じて、研究終了時において、総務省・NICT 事業等への橋渡しや大学発ベンチャー創出の促進など企業等主体の研究につなげられるような成果創出を目指します。また、将来的な社会実装に向けて検討が必要な場合、倫理、社会受容性、法規制等の検討も含めて行うことが期待されます。1 つの研究開発課題において、複数の応用研究への展開がある場合は、複数の提案が可能です。ただし、全ての研究開発課題に対して移行研究の予算が措置できるとは限りません。

※ここでの概念実証（POC）とは、企業研究に移行できるかを見極められる要件を達成することを指します。

### (4) PO 等によるマネジメント

PO 等の細やかなマネジメントのもと、大学、公的研究機関、企業等に所属する研究開発代表者が研究開発を推進します。研究開発開始にあたっては、事前評価や PO 等との調整を踏まえ、提案時から研究開発目標等を調整することができます。

研究開発開始後、研究開発代表者は基盤研究における研究開発計画の見直しや実施体制の最適化等を、PO 等による研究開発計画の承認のうえ、柔軟に行うことが可能です。また、移行研究のプログラム内募集に対して提案し実施が認められた研究開発課題は、修正した研究開発計画書に対する PO 等の承認のもと、新規グループ導入などの大きな研究開発体制の変更も可能です。

## (5) 研究開発体制

研究開発代表者は、複数の研究者からなる一つの最適な研究開発チームを編成することができます。

- a. 研究開発代表者は、自身が率いる「研究開発代表者グループ」のほか、研究開発構想を実現する上で必要な場合は、同機関内の他の研究室あるいは他の研究機関等に所属する研究者等からなるグループ（「共同研究グループ」）を設置することが可能です。なお、個人での研究開発提案も可能です。
- b. 共同研究グループを設置する場合は、グループに参加する研究者のうちグループを代表する者を指定し、「主たる共同研究者」としてください。
- c. 研究開発推進上の必要性に応じて、研究員、研究補助員等を研究費の範囲内（研究機関の委託研究契約範囲内）で雇用し、参加させることができます。

研究開発体制にかかる要件については、「2.6 応募要件」をご参照ください。

### 1.1.4 応募に際しての留意事項

#### (1) 若手研究者の積極的な参画・育成

我が国情報通信技術の強化を図る上で、当該分野における革新的な構想力を有した高度研究人材の育成への取り組みが期待されています。当該分野における将来を担う人材として、博士人材を含め我が国の将来の産業界やアカデミアをけん引することが期待される研究者・技術者等を、本プログラムにおいて育成していくことが強く求められています。

さらには将来研究者・技術者等になることが期待される大学院生、学部学生の意識啓発も必要となります。そのため、研究開発の実施にあたって中心的なポジションへの着任や研究開発の指向性を検討する場等への若手研究者の参画、本プログラムへの修士・博士課程学生等の参画を積極的に奨励します。詳細については、「3.5 研究開発代表者及び主たる共同研究者の責務等」、「4.12 博士課程学生の待遇の改善について」、「4.13 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について」、「4.14 男女共同参画及び人材育成に関する取組の促進について」、「4.15 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について」、「4.16 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について」をご参照ください。

## 1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ

### 1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について

#### JSTは持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献します！

2015年9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球および繁栄のためのより包括的で新たな世界共通の行動目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」を中心とする成果文書「**我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ**」が全会一致で採択されました。SDGsの17のゴールは、人類が直面している持続可能性に関する諸課題を示しているだけでなく、これらの課題を統合的かつ包摂的に解決していくことが求められており、科学技術イノベーションによりこれらの社会課題の解決や、より良い政策決定に資する科学的根拠を提供することが期待されています。これらの役割は、1999年に国際科学会議で採択された「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」（ブダペスト宣言※）の中で示された、新たな科学の責務である「社会における科学と社会のための科学」と一致すると言えます。わが国の科学技術政策を推進する中核的機関として、JSTは先端的な基礎研究を推進するとともに、社会の要請に応える課題解決型の研究開発に取り組んでいます。SDGsはJSTの使命を網羅しうる世界共通の目標であり、JSTの事業を通じて産学官民と共に創し、持続可能な社会の実現に研究者の皆様と一緒に取り組んでいきたいと思います。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

※ブダペスト宣言では、「知識のための科学」「平和のための科学」「開発のための科学」「社会における科学と社会のための科学」が21世紀の科学に対する責任、挑戦そして義務として明記されています。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 1.2.2 ダイバーシティの推進について

### JSTはダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JSTは、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。国連の持続可能な開発目標（SDGs）においてもジェンダー平等をはじめダイバーシティとも深く関わりのある目標が掲げられており、国内のみならず世界共通の課題解決にも貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JSTは女性研究者の積極的な応募に期待しています。JSTでは、従来よ

り実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不斷に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

### **みなさまからの応募をお待ちしております**

多様性は、自分と異なる考え方の人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考え方のもと、JST はダイバーシティを推進しています。これは国内の課題を解決するだけでなく、世界共通の課題を解決していくことにつながり、海外の機関と協力しながらダイバーシティ推進を通して SDGs 等地球規模の社会課題に取り組んでいきます。

JST のダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎し、新しい価値の創造に取り組みます。

女性研究者を中心に、みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構

ダイバーシティ推進監

ダイバーシティ推進室長

#### **1.2.3 公正な研究活動を目指して**

### **公正な研究活動を目指して**

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりは自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

JSTは、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JSTは研究不正に厳正に対処します。
4. JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

## 第2章 募集・選考

### 2.1 募集の対象となる領域・グランドチャレンジ

#### (1) 募集の対象となる領域

本プログラムでは、情報通信科学における広範な技術分野・階層を対象に研究開発提案を募集します。技術ニーズが複雑化・多様化する中、従来の常識に基づく技術革新や、個々の技術分野・階層の革新だけでは解決できない課題が顕在化しています。本プログラムでは、グランドチャレンジの達成に向けた取り組みを通じて、人材交流を含めた、異なる技術分野・階層の連携・融合の促進を図ります。

領域設定においては、対象範囲に対して技術カテゴリーを設定し、情報通信分野を中心とする領域と、情報処理分野を中心とする領域の2領域を定め、各領域のPOが領域を運営します。各領域は複数の技術分野・階層を包含するものとし、また、2領域は連携を図りながら研究開発を推進します。

各領域およびPOの募集・選考にあたっての方針は募集要項「第6章 募集対象となる領域およびグランドチャレンジ」をご参考ください。提案にあたっては、研究開発提案書の様式1において、応募する領域を一つ選択してください。また、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)において技術カテゴリー（研究開発提案においてオリジナリティが高い、または研究開発の重心が置かれている研究開発アプローチ）を選択してください（複数選択可）。

領域	中尾領域（主に情報通信分野を対象）	川原領域（主に情報処理分野を対象）
PO	中尾 彰宏	川原 圭博
領域に含まれる主な技術カテゴリー(TC)	TC1：通信サービス TC2：情報通信基盤（通信にかかるセンシング・収集・符号化・圧縮・認識・分類、最適化、制御、学習） TC3：ネットワークセキュリティ（サイバー攻撃・セキュリティ運用系） TC4：デバイス・通信方式（電波・光・量子等の通信）	TC5：情報サービス TC6：情報処理基盤（情報処理にかかるセンシング・収集・符号化・圧縮・認識・分類、最適化、制御、学習） TC7：情報セキュリティ（暗号・認証・プライバシー系） TC8：デバイス・計算方式（電子・光・量子等の回路）

## (2) 募集の対象となるグランドチャレンジ

本プログラムでは、挑戦的な研究開発を促す上でグランドチャレンジを設定し、その実現に向けた新たな発想での研究開発提案を募集します。グランドチャレンジのコンセプトは「1.1.3 プログラムの特徴と運用スキーム」を参照してください。既存の前提にとらわれない革新的な挑戦に取り組む研究開発提案を歓迎します。

2025 年度募集対象のグランドチャレンジは、領域ごとに以下の通り設定します。グランドチャレンジの詳細は、募集要項「第 6 章 募集対象となる領域及びグランドチャレンジ」を参照してください。応募に際しては、ご自身が挑戦したい研究開発課題とグランドチャレンジとの関連を幅広に捉えて検討してください。

また、グランドチャレンジは、これまでの常識にとらわれない挑戦的な研究開発を募り、推進するためには設定するものであるため、グランドチャレンジ自体を研究開発提案者が設定することも可能です。

応募にあたっては、研究開発提案書の様式 1において、目指すグランドチャレンジを選択・記載してください。研究開発提案者自身がグランドチャレンジを設定する場合は、必ず提案するグランドチャレンジのタイトルおよび概要を研究開発提案書の様式 2 に記載してください。なお、グランドチャレンジは今後の研究開発動向、産業動向、社会ニーズ等に応じて見直しを行います。

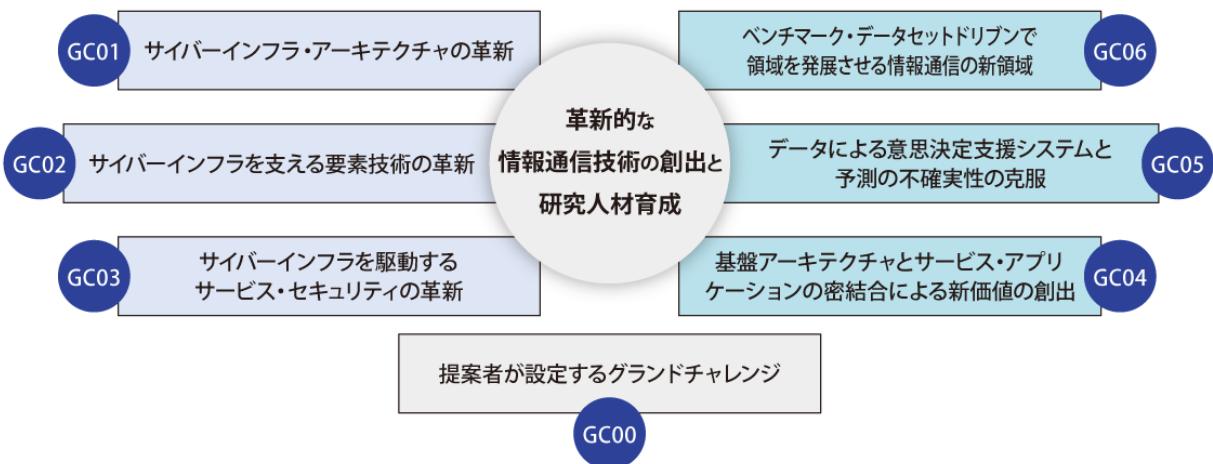


図 2025 年度募集の対象となるグランドチャレンジ

## 2.2 公募期間・選考スケジュール

2025 年度の研究開発提案の募集・選考のスケジュールは、以下の通りです。

研究開発提案の募集開始	2025 年 3 月 5 日（水）
研究開発提案の受付締切 (e-Rad による受付期限)	<b>2025 年 5 月 21 日（水） 12:00（正午）</b>
書類選考期間	5 月下旬～7 月上旬
面接選考期間	7 月下旬～8 月上旬
採択課題の通知・発表	9 月中旬～9 月下旬
研究開発開始	10 月上旬以降

※1 研究開発提案の募集開始と受付締切以外は全て予定です。今後変更となる場合があります。

※2 応募方法の最新情報や募集説明会の日程・参加方法等は、公募情報ページにてお知らせしますので、必ずご確認ください。

※3 面接を行う具体的な日時は、JST から指定します。面接選考の日程および面接選考対象者へのメール連絡期日は決まり次第、公募情報ページにてお知らせします。

公募情報ページ：<https://www.jst.go.jp/kisoken/cronos/koubo/2025/index.html>

## 2.3 研究開発期間

研究開発課題全体の研究開発期間は、2025 年 10 月から 2031 年 3 月までの 5 年半以内（第 6 年次の年度末まで実施可能）です。

実際の研究開発期間は、研究開発課題の研究開発計画の精査・承認により決定します。

なお、実施が認められた移行研究は、この研究開発期間中に遂行します。

## 2.4 研究費

研究開発課題全体の研究費（間接経費含む）は、総額約 2 億 2,000 万円～3 億円程度です。この研究費は、基盤研究と移行研究の研究費から構成されます。

応募にあたっては、以下を上限として、研究開発提案者が設定することができます。

なお、研究開発提案書には、【基盤研究】の研究費の計画のみ記載してください。

#### 【基盤研究】上限 2,700 万円／年（直接経費）

上記に加えて、初期環境整備等に必要な費用として初年度（2025 年度）は 800 万円、  
2 年度目は 400 万円を上限に追加で申請することが可能です。

#### 【移行研究】上限 2,000 万円／年（直接経費）

採択された研究開発課題に対して追加措置される経費です。移行研究の申請について  
は、採択後、研究開発代表者に対して連絡します。

※ 提案された研究費は、選考の過程で査定を受けます。

※ 実際の研究費は、研究開発計画の精査・承認によって決定します。

※ 研究進捗状況等を踏まえ、研究開発期間中に別途調整する場合があります（詳細は、「3.1 研  
究開発計画の作成」を参照してください）。

※ JST は委託研究契約に基づき研究費（直接経費）および間接経費（直接経費の 30%が上限）  
を委託研究費として研究機関に支払います。

※ 移行研究の実施可否は競争的な審査を経て認められるものであり、プログラム内募集・審査  
時期は JST が定めることにご注意ください。

### 2.5 採択予定課題数

全体として 8 件程度を予定しています。

※ 研究開発提案の申請状況や予算等により変動します。

※ グランドチャレンジごとの採択を保証するものではありません。

### 2.6 応募要件

応募要件は以下の 2.6.1～2.6.3 の通りです。応募要件を満たさない場合は下記の通り取扱います  
ので、十分に注意して下さい。

- ・ 採択までに応募要件を満たさないことが判明した場合、原則として、研究開発提案書の不受理、  
ないし不採択とします。
- ・ 応募要件は、採択された場合、当該研究開発課題の全研究開発期間中も維持されます。研究開  
発期間の途中で要件が満たされなくなった場合、原則として当該研究開発課題の全体ないし一  
部を早期終了（中止）します。

また、応募に際しては、以下の 2.6.1～2.6.3 に加え、「2.7.2 重複応募の制限について」、「第 4  
章 応募に際しての注意事項」に記載されている内容をご理解の上、応募してください。

## 2.6.1 応募者の要件

- a. 研究開発代表者となる研究開発提案者自らが、国内の研究機関（民間企業や社団・財団法人等も含む）に所属して当該研究機関において研究開発を実施する体制を取ること（研究開発提案者の国籍は問いません）。

※以下の者も研究開発提案者として応募できます。

- ・ 国内の研究機関に所属する外国籍研究者。
- ・ 現在特定の研究機関に所属していない、もしくは海外の研究機関に所属している研究者等で、研究開発代表者として採択された場合、日本国内の研究機関に所属して研究開発を実施する体制を取ることが可能な者。

※民間企業等の大学等以外の研究機関に所属している者も対象です。

※研究開発提案者の国籍は問いませんが、事務処理は日本語で対応することにご注意ください。

- b. 研究開発課題の責任者として研究開発課題全体の責務を負うことができる研究者であること。  
(詳しくは「3.5 研究開発代表者及び主たる共同研究者の責務等」をご参照ください。)

- c. 所属研究機関において研究倫理教育に関するプログラムを予め修了していること。または、JST が提供する教育プログラムを募集受付締切までに修了していること。  
(詳しくは「4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」をご参照ください。)

- d. 以下の 4 点を誓約できること。

- ・ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）」の内容を理解し、遵守すること。
- ・ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和 3 年 2 月 1 日改正）」の内容を理解し、遵守すること。
- ・ 研究開発提案が採択された場合、研究開発代表者および研究開発参加者は、研究活動の不正行為（捏造、改ざんおよび盗用）ならびに研究費の不正使用を行わないこと。
- ・ 本研究開発提案書に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないこと。

※e-Rad の応募情報入力画面でご確認ください。

## 2.6.2 研究開発体制の要件

- a. 研究開発チームは、研究開発代表者となる研究開発提案者の研究開発構想を実現する上で最適な体制であること。
- b. 研究開発チームに共同研究グループを配置する場合、共同研究グループは研究開発構想実現のために必要不可欠であって、研究目的の達成に向けて大きく貢献できること。
- c. 海外の研究機関に所属する研究者が主たる共同研究者として参加する場合には、研究開発目標の達成のために、当該の海外の研究機関でなければ研究開発実施が困難であること（PO の承認を必要とする）。この場合、知的財産権等の成果の把握が可能であること。

※ 本プログラムの提案にあたっては、海外研究グループとの連携を歓迎します。ただし、海外研究機関に所属するグループについては原則 JST からの研究費の提供はありませんので、独自に研究費を確保することが要件となります。

例外的に、研究構想実現のために海外研究機関が共同研究グループとして参加する（海外の研究機関に所属する研究者が主たる共同研究者として参加する）ことが必要不可欠であると認められた場合は、当該研究グループに JST から研究費を提供します。海外の研究機関を含む研究チーム構成を希望される場合（PO の承認を必要とする）には、研究開発提案書（実施体制（様式 5-1 および様式 5-3））の共同研究グループに海外の研究機関のチーム構成を記載していただき、「特記事項」に、海外の研究機関に所属する研究者が必要であることの理由を記載してください。また、JST からの研究費提供を想定している提案においても、契約締結に至らなかった場合の当該グループとの連携案もあわせて研究開発提案書（実施体制（様式 5-1 および様式 5-3））に記載してください。

加えて、海外研究機関は、原則として JST が提示する内容で委託研究契約を締結しなければなりません。なお、研究内容の特性等を勘案し、合理的な理由であると認められる事項については、契約条文を調整できる場合もありますが、調整期間は JST が交渉を開始してから原則 3 ヶ月までとさせていただきます。また、研究者ご本人が海外研究機関の契約担当者への説明等を行う必要が発生する場合があることも予めご了承ください。

また、JST が別に指定する所定の様式を用いて、海外研究機関の契約担当部局責任者が、契約書の各条項について事前了承していることを示す書面を面接選考会までに提出してください（選考過程で事務局より問い合わせます）。

「3.6 研究機関の責務等」もご参照ください。海外研究グループを含む研究チーム全体の知的財産権等の成果の把握が可能であることもあわせて必要となります。なお、調整期間内に委託研究契約が締結できず連携案の実施も困難である場合には、研究不実施とします。

海外研究機関の契約担当部局責任者より提出いただく様式、および海外機関用の委託研

究契約書雛型等については、以下の公募ページよりダウンロードしてください。

公募情報ページ：<https://www.jst.go.jp/kisoken/cronos/koubo/2025/index.html>

### 2.6.3 研究機関の要件

研究機関は、研究開発を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究開発を効率的に実施するよう努めなければなりません。

「3.6 研究機関の責務等」に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究開発の実施は認められません。応募に際しては、研究開発の実施を予定している研究機関に、確実に事前承諾を得てください。

## 2.7 応募方法

### 2.7.1 研究開発提案書（様式）記入要領

様式は以下の公募情報ページよりダウンロードし、記入要領（研究開発提案書内に青文字で記載）に従って研究開発提案書を作成してください。

公募情報ページ：<https://www.jst.go.jp/kisoken/cronos/koubo/2025/index.html>

提出書類一覧は、以下の通りです。

様式番号	書類名
様式 1	基本事項
様式 2	構想
様式 3	提案の独創性・優位性
様式 4-1	目標・実施計画
様式 4-2	予算計画
様式 5-1	実施体制（全体）
様式 5-2	実施体制（研究開発代表者グループ）
様式 5-3	実施体制（共同研究グループ）
様式 6-1	研究・活動実績（研究開発代表者）
様式 6-2	研究・活動実績（主たる共同研究者）
様式 7	他制度での助成等の有無
様式 8	特記事項

- ※ ファイルの容量は 3 MB 以内を目指してご作成ください。
- ※ 研究開発提案書作成時に必ず「2.8.2 利益相反マネジメントの実施」をご確認ください。
- ※ 研究開発提案の応募方法については、「第 5 章 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法等について」をご参照ください。
- ※ 応募に当たっては、「第 4 章 応募に際しての注意事項」ならびに「2.7.2 重複応募の制限について」をご理解の上、ご応募ください。

## 2.7.2 重複応募の制限について

- (1) 研究開発代表者として応募できるのは 1 件のみです。
- (2) 研究開発提案において、主たる共同研究者として研究開発に参画する場合は以下の制限があります。
  - a. 研究開発代表者と主たる共同研究者が互いに入れ替わって、複数件の応募をすることはできません。
  - b. 研究開発代表者または主たる共同研究者として応募し、かつ他の研究開発提案において主たる共同研究者として応募し、両方の研究開発課題が採択された場合は、研究開発内容や規模等を勘案した上で、PO の判断により、研究費の減額や、当該研究者が参画する研究開発課題のうち一部の課題の参画を認めない等の調整を行うことがあります。

## 2.8 選考方法

選考に関わる日程については、巻頭の「(1) 募集・選考のスケジュールについて」をご参照ください。

### 2.8.1 選考の流れ

領域ごとに、PO が AD 等の協力を得て、書類選考および面接選考により選考を行います。また、外部評価者の協力を得ることができます。

また、選考において、必要に応じて上記以外の調査等を行うことがあります。なお、研究開発提案者または主たる共同研究者が営利機関等に所属する場合は所属機関の決算書の提出を求める場合があります。

以上の選考に基づき、JST は研究開発代表者および研究開発課題を選定します。

領域アドバイザーは、各領域ページに掲載しています。

中尾領域：<https://www.jst.go.jp/kisoken/cronos/field/field1/index.html>

川原領域：<https://www.jst.go.jp/kisoken/cronos/field/field2/index.html>

## 2.8.2 利益相反マネジメントの実施

公正で透明な評価及び研究資金配分を行う観点から、JST の規定に基づき、以下の利益相反マネジメントを実施します。

### (1) 選考に関わる者の利益相反マネジメント

公正で透明な評価を行う観点から、研究開発提案者に関して、以下に示す利害関係者は選考に加わりません。また、主たる共同研究者についても、下記に示す利害関係者が選考に加わらない場合があります。もし、選考に関わる者について懸念点等ある場合は、研究開発提案書の「様式8 特記事項」に具体的に記載してください。

- a. 研究開発提案者と親族関係にある者。
- b. 研究開発提案者と大学等の研究機関において同一の学科、専攻等に所属している者又は研究開発提案者が所属している大学等若しくは大学等を経営する法人の役員その他経営に関与していると見なされる者及び当該法人を代表して対外的に活動する者。
- c. 研究開発提案者と同一の企業における同一の部署に所属している者、研究開発提案者が所属する企業の役員その他経営に関与していると見なされる者及び研究開発提案者が所属している企業の親会社等にあたる企業に所属している者。
- d. 研究開発提案者と緊密な共同研究を行う者。(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案者の研究開発課題の中での共同研究者等をいい、提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
- e. 研究開発提案者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- f. 研究開発提案者の研究開発課題と学術的な競争関係にある者又は市場において競争関係にある企業に所属している者。
- g. その他 JST が利害関係者と判断した者。

### (2) 研究開発提案者の利益相反マネジメント

研究開発提案者が「研究開発提案者に関する機関」を共同研究グループとする提案を行い、「研究開発提案者に関する機関」に対して JST から研究資金が配分されることは、研究開発提案者の利益相反に該当する可能性があります。従って、研究開発提案者と「研究開発提案者に関する機関」は、研究開発提案者の利益相反マネジメントの実施範囲に含まれます。

「研究開発提案者に関する機関」との間の利益相反について、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して適切に判断し、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

「研究開発提案者に関する機関」とは、以下のいずれかに該当する場合の共同研究グループをいいます。なお、a 及び b については研究開発提案者のみではなく、研究開発提案者の配偶者及び一親等内の親族（以下「研究開発提案者等」と総称します。）についても同様に取扱います。

- a. 研究開発提案者等の研究開発成果を基に設立した機関。

（直接的には経営に関与せず技術顧問等の肩書きを有するのみの場合、株式を保有しているのみの場合を含む。）

- b. 研究開発提案者等が役員（CTO を含み、技術顧問を含まない。）に就任している機関。
- c. 研究開発提案者が株式を保有している機関。
- d. 研究開発提案者が実施工料収入を得ている機関。

「研究開発提案者に関する機関」を共同研究グループとする提案について、当該機関の必要性、合理性、妥当性等の観点から評価を実施します。

そのため、「研究開発提案者に関する機関」を共同研究グループとする場合、研究開発提案書の「様式 8 特記事項」にて「研究開発提案者に関する機関」が共同研究グループに含まれていることを申告してください。

なお、研究開発提案者の利益相反マネジメントを実施するに当たり、別途資料を提出いただく場合があります。

### （3）JST の利益相反マネジメント

JST が出資している企業（以下「出資先企業」といいます。）を本プログラムが採択し、研究資金を配分することは、JST の利益相反（組織としての利益相反）に該当する可能性があります。従って、JST と出資先企業との間の利益相反について、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

JST の出資先企業に所属する研究者を提案者等とする研究開発提案について、当該出資先企業を採択する必要性、合理性、妥当性等について、PO 等が評価します。

そのため、JST の出資先企業を研究機関とする場合、研究開発提案者の「様式 8 特記事項」にて出資先企業が研究機関に含まれていることを申告してください。

なお、本マネジメントは JST の公正性及び透明性を担保するために実施するものであり、JST

から出資を受けていることが本プログラムの採択において不利に働くことはありません。JST の利益相反マネジメントへのご協力をお願いします。

※JST の出資先企業については以下ウェブページを参照してください。なお、出資を終了した企業は利益相反マネジメントの対象ではないため、申告の必要はありません。

<https://www.jst.go.jp/entre/result.html#M01>

※申告の基準日は本プログラムの募集開始日とします。当該日時点で JST からの出資が公表されている企業について申告してください。出資内定済み等であるものの未公表の企業については、JST 内部の機密保持のため、申告の必要はありません。

JST の出資公表については以下ウェブページを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/entre/news.html>

### 2.8.3 面接選考の実施および選考結果の通知

- a. 書類選考の結果、面接選考の対象となった研究開発提案者には、その旨を連絡するとともに、面接選考の要領、日程、追加で提出を求める資料等を案内します。その際、他の研究資金での申請書、計画書等の提出を求めることがあります。また、書類選考や調査等の結果に応じて、JST や PO より面接選考対象者に対して、面接選考時に対応・説明を求める事項を連絡することがあります。研究開発提案者または主たる共同研究者が営利機関等に所属する場合は所属機関の決算書の提出を求める場合があります。

面接選考の日程および面接選考対象者へのメール連絡期日は、決まり次第以下の公募情報ページにてお知らせします。

公募情報ページ: <https://www.jst.go.jp/kisoken/cronos/koubo/2025/index.html>

- b. 面接選考では、研究開発提案者本人に提案内容の説明をしていただきます。なお、日本語での面接を原則としますが、日本語での実施が困難な場合は英語での面接も可能です。
- c. 採択候補となった研究開発提案については、研究開発計画および体制、委託研究契約に関する条件の調整を行う場合があります。条件に合意できない場合は不採択とします。
- d. 採択となった研究開発提案者には、その旨を通知するとともに、研究開発開始の手続きをご案内します。
- e. 不採択となった研究開発提案者には、全ての選考が終了した段階で結果および不採択理由を通知します。

## 2.9 選考の観点

本プログラムの選考基準は、以下の通りです。（提案内容には、1.～4.の全ての項目を満たしていることが必要です。）

評価基準（課題の事前評価）	
1. 目的・趣旨	革新的な情報通信技術の創出と革新的な構想力を有した研究人材育成に取り組み、日本の情報通信技術の強化の実現を目指すという本プログラムの趣旨に合致し、本プログラムが目指す成果の創出が期待されること。
2. 独自性・優位性	従来技術の延長ではない挑戦的な技術内容で科学技術の飛躍的な発展が見込めるものであり、かつ、国内外の研究開発動向等を踏まえ提案内容が独創性・優位性を有していること。
3. 目標・計画	グランドチャレンジが示す目標等の達成に向けて、実施期間内に達成する目標、実施計画及び予算計画が具体的かつ適切であること。
4. 実施体制	提案内容の遂行に最適な実施体制を構築していること。
5. 遂行能力	提案内容の遂行に必要な活動実績及び責任能力を有していること。

＜補足＞

- (1) 領域およびグランドチャレンジの詳細については、「第6章 募集対象となる領域およびグランドチャレンジ」をご参照ください。POごとの選考や運営の方針等についても記載されています。
- (2) 研究費の「不合理な重複」ないし「過度の集中」にあたるかどうかも、選考の要素となります。詳しくは、「4.2 不合理的な重複・過度の集中に対する措置」をご参照ください。

## 第3章 採択後の研究開発推進等について

### 3.1 研究開発計画の作成

- a. 採択後、研究開発代表者は、基盤研究における研究開発期間全体および各年次の研究開発計画書（研究開発項目、実施計画、研究費、研究開発体制等）を作成します。提案された研究費は、選考を通じて査定を受けます。
- b. 移行研究に対する申請や研究開発計画等については、採択後、研究開発代表者に連絡します。移行研究が認められた研究開発代表者は、基盤研究の研究開発計画に移行研究の研究開発計画を追加した研究開発計画書を作成します。なお、移行研究の実施可否は競争的な審査を経て認められるものであり、プログラム内募集・審査時期はJSTが定めることにご注意ください。
- c. 研究開発計画は、POの確認・承認を経て決定します。POは選考過程、研究開発代表者との意見交換、研究進捗把握、課題評価の結果等をもとに、研究開発計画に対する助言や調整、必要に応じて指示を行います。
- d. POは、研究開発計画の決定にあたって、グランドチャレンジ達成に向けた取り組み等のため、研究開発課題の連携等の指示を行う場合があります。
- e. 研究費や研究開発体制は、本プログラム全体の予算状況等に応じ、研究開発期間の途中で見直されることがあります。

### 3.2 委託研究契約

- a. 研究開発課題の採択後、JSTは研究担当者（研究開発代表者・主たる共同研究者）の所属する研究機関との間で委託研究契約を締結します。
- b. 研究機関との委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該研究機関では研究が実施できないことがあります。詳しくは、「3.6 研究機関の責務等」を参照してください。
- c. 研究開発により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第17条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、原則として研究機関に帰属します。
- d. 海外の研究機関とは、「共同研究契約」を締結します。知的財産権は、申請、維持等に必要な費用を均等に負担することを条件に、JSTとの均等共有になります。（当条件に合意できない場合には、JSTに帰属することになります。）  
その他の責務等の詳細は「3.6（2）研究実施機関が海外機関の場合」を参照してください。

### 3.3 研究費

JST は委託研究契約に基づき、研究費（直接経費）に間接経費（原則、直接経費の 30%）を加え、委託研究費として研究機関に支払います。

#### 3.3.1 研究費（直接経費）

研究費（直接経費）とは、研究の実施に直接的に必要な経費であり、以下の使途に支出することができます。

- a. 物品費：新たに設備（※1）・備品・消耗品等を購入するための経費
- b. 旅 費：研究担当者および研究開発計画書記載の研究参加者等の旅費
- c. 人件費・謝金：研究参加者（但し、研究担当者を除く（※2））の人件費・謝金
- d. その他：研究成果発表費用（論文投稿料等）、機器リース費用、運搬費等）（※2）

※1 新たな研究設備・機器の購入に当たっては、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器システムの導入について」（平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）において運用すべきとされている「研究組織単位の研究設備・機器共用システム（以下「機器共用システム」といいます。）」等の活用を前提としていただきます。詳しくは、「4.11 研究設備・機器の共用促進について」を参照してください。

(注) 研究費（直接経費）として支出できない経費の例

- ・研究目的に合致しないもの
- ・間接経費による支出が適当と考えられるもの
- ・委託研究費の精算等において使用が適正でないと JST が判断するもの（※）

※ JST では、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本プログラム特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等（大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの）と企業等（主として民間企業等の大学等以外の研究機関）では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、以下の URL にて最新の事務処理説明書等を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

※2 大学等においては、原則として JST 競争的研究費事業によるプロジェクトの研究代表者（以下、「PI」といいます。）となる者を対象として、一定の要件を満たした場合に限り PI の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することができます。以下に必要な要件を定めていますのでご確認ください。

- 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し(バイアウト制の導入)及び、直接経費から研究代表者（PI）の人事費の支出について（連絡）」（令和2年9月17日）

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

- 本プログラムにおける、対象者の適用範囲、支出上限等の対応について  
(バイアウト制) [https://www.jst.go.jp/kisoken/cronos/dl/buyout\\_houshin.pdf](https://www.jst.go.jp/kisoken/cronos/dl/buyout_houshin.pdf)  
(PI 人事費) [https://www.jst.go.jp/kisoken/cronos/dl/pi\\_houshin.pdf](https://www.jst.go.jp/kisoken/cronos/dl/pi_houshin.pdf)

### 3.3.2 間接経費

間接経費とは、研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費であり、原則として研究費（直接経費）の30%が措置されます。研究機関は、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ/令和5年5月31日改正）に則り、間接経費の使用に当たり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する必要があります。

### 3.3.3 複数年度契約と繰越制度について

JSTでは、研究成果の最大化に向けた研究費のより効果的・効率的な使用および不正防止の観点から、委託研究費の繰越や年度を跨る調達契約等が可能となるよう委託研究契約を複数年度契約としています（なお、繰越制度に関しては、大学等と企業等とで取扱いが異なる他、研究機関の事務管理体制等により複数年度契約及び繰越が認められない場合があります）。

## 3.4 研究開発課題評価

- POは、研究開発の進捗状況や研究開発成果を把握し、AD等の協力を得て、移行研究審査、研究開発課題の中間評価および事後評価を行います。
- 移行研究は、実施が認められた後も、POがAD等の協力を得て毎年度継続の可否を判断します。
- 研究開発期間が5年半の場合、研究開発課題の中間評価は研究開発開始後3年程度を目安として、また事後評価は、研究の特性や発展段階に応じて、研究終了後できるだけ早い時期又は研究終了前の適切な時期に実施します。

- d. 上記の他、POが必要と判断した時期に研究開発課題評価を行う場合があります。
- e. 課題評価の結果は公表し、以後の研究計画の調整、資源配分（研究費の増額・減額や研究チーム構成の見直し等を含む）に反映します。評価結果によっては、研究開発課題の早期終了（中止）や研究開発課題間の調整等の措置を行います。
- f. 研究開発終了後一定期間を経過した後、研究開発成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況等を踏まえ追跡評価を行う可能性があります。
- g. 研究開発課題評価の他、プログラム評価など PD・PO を対象として、本プログラムの趣旨やグランドチャレンジへの達成に向けた進捗状況、運営状況等の観点から評価が行われる場合があります。当該評価に必要と認められる範囲で、研究開発代表者には、各種情報提供やインタビュー等に対応していただきます。

### **(参考) 移行研究審査の観点**

#### 1. 基盤研究の成果について

- 移行研究の基礎となる基盤研究との関係および移行研究を実施する意義が明確か。

#### 2. 移行研究の目標設定について

- グランドチャレンジが示す目標等の達成に向けた概念実証 (POC) のための適切な目標やマイルストーンが設定されているか。
- 社会・産業界のニーズ等を踏まえ技術シーズの適用先等についての想定が適切に検討されているか。

#### 3. 提案の優位性・独自性について

- 従来技術の延長ではない挑戦的な技術内容であり、科学技術の飛躍的な発展を見込めるか。
- 国内外の研究開発動向を踏まえ、提案が優位性、独自性を有しているか。

#### 4. 研究開発計画について

- 設定された目標やマイルストーン達成に向けて、適切な研究開発期間・研究費が必要十分であり、適切な研究費計画が立てられているか。

## 5. 研究開発体制について

- 研究開発体制およびその役割分担が、目標達成に向けて妥当であるか。
- 研究開発代表者が目標達成に向け、リーダーシップ及びマネジメントを発揮できるか。

※ 移行研究の実施可否は競争的な審査を経て認められるものであり、プログラム内募集・審査時期はJSTが定めることにご注意ください。

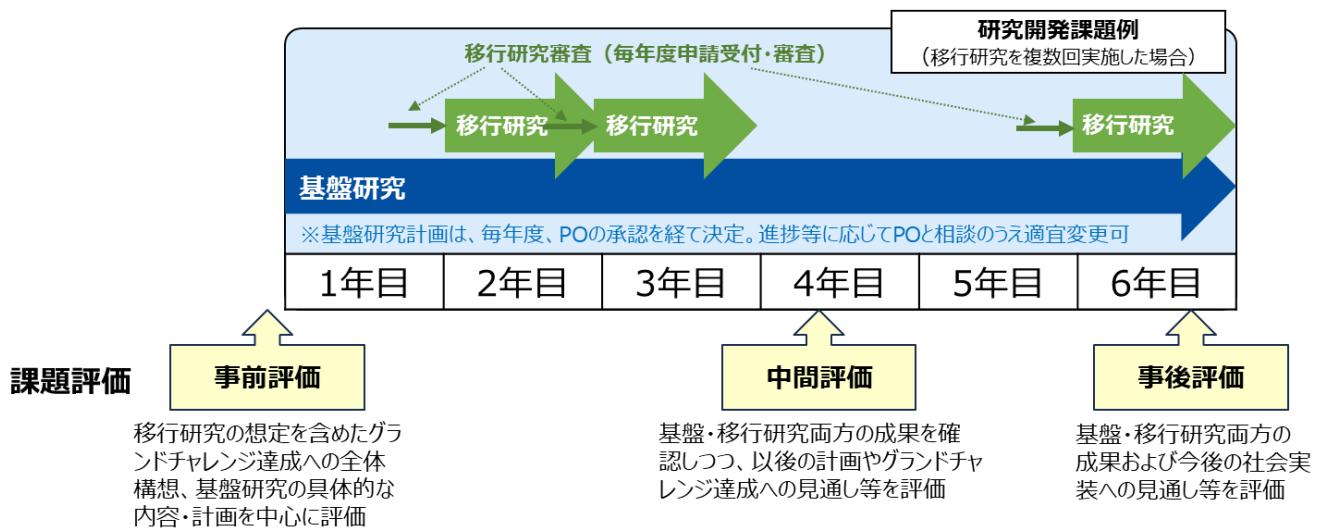


図 本プログラムにおける研究開発課題評価

## 3.5 研究開発代表者及び主たる共同研究者の責務等

### 3.5.1 研究開発推進上の注意

- 研究開発代表者および主たる共同研究者は、JSTの研究費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、自己の研究開発チームないし研究グループ全体に関して、公正かつ効率的に研究費を執行し研究開発を実施する責務があります。
- 研究開発代表者は提案した研究開発課題が採択された後、JSTが実施する説明会等を通じて、次に掲げる事項を理解の上、これらを約束する文書をJSTに提出してください。
  - 募集要項等の要件および所属機関の規則を遵守する。
  - 機構の研究費は国民の税金で賄われていることを理解の上、研究開発活動における不正行為（捏造、改ざんおよび盗用）、研究費の不正な使用などを行わない。
  - 参画する研究員等に対して研究開発活動における不正行為および研究費の不正な使用を

未然に防止するために機構が指定する研究倫理教育に関するプログラムの受講について周知徹底する。

- (3) 研究開発代表者および研究開発参加者は、研究開発上の不正行為（捏造、改ざんおよび濫用）を未然に防止するため、JST が指定する研究倫理教育に関するプログラムを修了してください。教材を修了しない場合は、修了が確認されるまでの期間、研究費の執行を停止することがあります。詳細は、「4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」をご参照ください。
- (4) 研究開発の推進および管理等
- 研究開発代表者には、研究開発計画の立案と実施に関することをはじめ、研究開発全体に責任を負っていただきます。また、研究開発の推進に必要な研究開発実施場所・研究開発環境を研究機関と協力して整える責任があります。なお、研究開発実施場所・研究開発環境が研究開発の推進において重大な支障があると認められる場合には研究開発課題の中止等の措置を行うことがあります。
  - 研究開発代表者は、研究開発計画書や研究報告書等の提出や、研究開発課題評価に対応してください。また、JST や PO が隨時求める研究開発進捗状況に関する報告等に対応してください。
  - 本プログラムに係る評価等や、研究開発終了後一定期間を経過した後に行われる追跡評価に際して、各種情報提供やインタビュー等に対応していただきます。
- (5) 研究開発代表者は、研究開発課題、研究費の執行管理・運営（支出計画と進捗管理、事務手続き等）を研究機関とともに適切に行ってください。また、研究開発に参加する者の管理等も適切に行ってください。主たる共同研究者は、配賦されている研究費の管理（支出計画と進捗管理、事務手続き等）を研究機関とともに適切に行ってください。学生が参加する場合は、指導教員にも JST との委託研究契約における研究開発実施者としての責任を負っていただきます。例えば、不正行為等を学生が行った場合、その責任は学生のみならず指導教員も負うことになります。
- (6) 研究開発代表者は、研究開発参加者や、研究費で雇用する研究員等の研究開発環境や勤務環境・条件に配慮してください。
- (7) 研究開発代表者は、研究費で雇用する若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組んでください。面接選考会において研究費で雇用

する若手博士研究員に対する多様なキャリアパスを支援する活動計画<sup>\*1</sup>を確認することができます。

詳細は、「4.12 博士課程学生の処遇の改善について」、「4.13 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について」、「4.14 男女共同参画及び人材育成に関する取組の促進について」、「4.15 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について」、「4.16 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について」をご参照ください。

- (8) JST と研究機関との委託研究契約および JST の諸規定に従ってください。
- (9) JST による経理の調査、国の会計検査等に対応していただきます。
- (10) JST は、研究開発課題名、研究開発課題の参画者や委託研究費等の所要の情報を、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）及び内閣府（「4.33 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて」）へ提供することになりますので、予めご了承ください。また、研究開発代表者等に各種情報提供をお願いすることがあります。

### 3.5.2 研究開発成果に関する責務等

- a. 本プログラムで実施する研究開発課題は、国費によるものであり、研究開発の成果を社会・産業界へ円滑に引き渡すためにも、知的財産権の適切な取得をすすめ、国内外での研究開発成果の発表も積極的に行ってください。なお、知的財産権は、委託研究契約に基づき、原則として所属機関から出願（または申請）してください。
- b. 研究開発実施に伴い得られた研究開発成果を論文等で発表する場合は、本プログラムの成果である旨の記述を行ってください。
- c. 「オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針」に基づき、採択された研究者は、成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開、および公開可能な研究データの運用指針を以下の項目ごとにまとめた「データマネジメントプラン」を研究開発計画書と併せて JST に提出してください。また、上記方針に基づいてデータの保存・管理、公開（もしくは限定的公開／非公開）を適切に行ってください。記入項目の詳細については、下記の「オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針 運用ガイドライン」をご確認ください。

<https://www.jst.go.jp/pr/intro/openscience/guidelineOpenscience.pdf>

〈データマネジメントプランの記入項目〉

---

\*1 当該活動計画に基づく活動の一部は、研究エフオートの中に含めることができます。

- ・管理対象となる研究データの保存・管理方針
- ・研究データの公開・非公開に係る方針
- ・公開可能な研究データの提供方法・体制
- ・公開研究データの想定利用用途
- ・公開研究データの利活用促進に向けた取り組み
- ・その他特記事項

d. JST が国内外で主催するワークショップやシンポジウム、領域における研究開発の連携促進・相乗効果を目指した横断的な活動やアウトリーチ活動等に参加し、研究開発成果を発表してください。また、研究開発活動の中で、グローバルな活動・発信を積極的に行ってください。

### 3.6 研究機関の責務等

研究機関は、研究を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究実施は認められませんので、応募に際しては、研究の実施を予定している全ての研究機関から事前承諾を確実に得てください。

#### (1) 研究実施機関が国内機関の場合

a. 研究機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません。また、研究契約書、事務処理説明書、研究開発計画書に従って研究を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関での研究が適正に実施されないと判断される場合には、当該研究機関における研究実施は認められません。

※ 最新の委託研究契約書の雛型については、以下の URL を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

b. 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定／令和 3 年 2 月 1 日改正）」に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努める必要があります。また、研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「4.27 (1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について」）。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343904\\_21.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm)

c. 研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）」に基づき、研究機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、研究機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「4.31（1）「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について」）。

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/1351568.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm)

d. 研究機関は、研究参加者に対して、上記 b.c. 記載のガイドラインの内容を十分認識させるとともに、JST が定める研究倫理に係る教材を履修させる義務があります。

e. 研究機関は、研究費執行に当たって、柔軟性にも配慮しつつ、研究機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める事務処理説明書等により本プログラム特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります。（科学研究費補助金を受給している研究機関は、委託研究費の使途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、研究機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です。）

f. 研究機関は、研究の実施に伴い発生する知的財産権が研究機関に帰属する旨の契約を研究参加者と取り交わす、または、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。特に研究機関と雇用関係のない学生が研究参加者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究の実施の過程で当該学生が行った発明（考案等含む）に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。

また、当該知的財産権について、移転または専用実施権の設定等を行う場合は、原則として事前に JST の承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JST に対して所要の報告を行う義務があります。

g. 研究機関は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。

h. 研究機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研究費の支払い方法の変更や研究費の縮減等の措置に従う必要があります。

また、JST の中長期目標期間終了時における事業評価により JST の解散や事業縮小が求められる場合や、国における予算措置の状況に変化が生じる場合には、委託研究契約の特約事項に従って、契約期間中の契約解除や委託研究費縮減の措置を行うことがあります。また、研究開発課題の中間評価等の結果を踏まえて、委託研究費の増減や契約期間の変更、研究中止等の措置を行う場合があるほか、研究の継続が適切でないと JST が判断する場合には、契約

期間中であっても、契約解除等の措置を行うことがあります。研究機関は、これらの措置に従う必要があります。

- i. 研究機関が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該研究機関が委託研究契約を締結するに当たっては、研究機関の責任において委託研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。(万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究契約の解除、委託研究費の返還等の措置を講じる場合があります。)
- j. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、新規採択の研究開発課題に参画し�かつ研究機関に所属する研究者等に対して、以下のいずれかのプログラム又は教材の履修を必須とします。
  - ・ 一般財団法人公正研究推進協会が提供する「eAPRIN」
  - ・ 日本学術振興会が提供する「eL CoRE」
  - ・ 日本学術振興会「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」
  - ・ 日本医療研究開発機構「事例から学ぶ公正な研究活動—気づき、学びのためのケースブックー」
  - ・ 日本医療研究開発機構「研究公正におけるヒヤリ・ハット集」
  - ・ その他、所属する研究機関が上記と同等と判断する研究倫理教育プログラム・研修(研究機関が同等と判断する場合は、JST が提供する映像教材「倫理の空白」も認められる。)
- なお、所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合には、JST を通じて eAPRIN(一般財団法人公正研究推進協会(APRIN)が運営する e-learning 教材)を受講することが可能です。
- これに伴い JST は、当該研究者等が JST の督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を研究機関に指示します。指示に従って研究費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究費の執行を再開しないでください。
- k. 研究の適切な実施や研究成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、JST との委託研究契約に反しない範囲で研究機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。
- l. 委託研究費の執行に当たっては、国費を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合規性・正確性に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行ってください。また、計画的な執行に努めることとし、研究開発期間終了時又は年度末における予算消化を目的とした調達等がないよう注意してください。

## (2) 研究実施機関が海外機関の場合

- a. 研究機関は、原則として JST が提示する「共同研究契約書」雛形を用いて研究契約を締結しなければなりません（研究内容の特性等を勘案し、合理的な理由であると認められる事項については、契約条文を調整できる場合もあります）。間接経費は直接経費の 30%以内となります。また、研究契約書、研究開発計画書に従って研究を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関での研究が適切に実施されないと判断される場合には、当該研究機関における研究実施は認められません。
- b. 研究機関は、研究契約および JST が別に指針等を指定する場合は当該指針等に基づき、研究機関の責任において適切に研究費の支出・管理を行うとともに、研究費の支出内容を表す経費明細（国内機関の場合の収支簿に相当）を英文で作成して提出する義務があります。また、研究機関は、契約期間中であっても JST の求めに応じて執行状況等に係る各種調査に対応する必要があります。
- c. その他、条件の詳細については、最新の「共同研究契約書」雛形をご覧ください。

※ 経済産業省が公表している「外国ユーザーリスト<sup>\*2</sup>」に掲載されている機関など、安全保障貿易管理の観点から、JST が研究契約を締結すべきでないと判断する場合があります。

## 3.7 その他留意事項

### 3.7.1 出産・子育て・介護支援制度

JST では男女共同参画推進の取り組みの一環として、出産・子育て・介護支援制度を実施しています。本制度は JST 事業の研究費（間接経費を除く）により研究員等として専従雇用されている研究者が、ライフイベント（出産・育児・介護）に際し研究を継続できること、また研究を一時中断せざるを得ない場合は、研究に復帰した時点からのキャリア継続を図ることができることを目的として、研究開発課題等に「男女共同参画促進費」（基準額 30 万円に支援月数を乗じた額）を支給します。

詳しくは、以下ウェブページを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/diversity/about/research/child-care.html>

なお本プログラムにおいて、研究者に 2 週間以上の休暇を必要とするライフイベント（出産・

<sup>\*2</sup> 経済産業省は、大量破壊兵器関連貨物等に係るキャッチオール規制の実効性を向上させるため、大量破壊兵器等の開発等の懸念が払拭されない外国所在団体の情報を提供する「外国ユーザーリスト」を公表しています。  
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list>

育児・介護) の対象となった場合の対応は以下の通りです。

期間中の対応	研究開発代表者・主たる共同研究者に代わりその役割を担える者が代行して引き続き研究を推進することが可能
研究開発期間の延長	研究開発期間は延長しません
研究費の取扱い	研究費は当初計画どおりの予算額を使用可能
対象となるライフイベント	出産：産前 6 週間（多胎妊娠の場合は 14 週間）及び産後 8 週間 育児：子が 3 歳に達するまでの期間 介護：6 ヶ月の期間内において必要と認められる期間

### 3.7.2 JREC-IN Portal のご利用について

研究者人材データベース(JREC-IN Portal <https://jrecin.jst.go.jp/>)は、国内最大級の研究人材キャリア支援ポータルサイトとして、研究者や研究支援者、技術者などの研究にかかわる人材の求人情報を無料で掲載し、閲覧できるサービスです。

現在、14 万人以上のユーザにご登録いただいている他、大学や公的研究機関、民間企業等の求人情報を年間 2 万件以上掲載しております。加えて、JREC-IN Portal の Web 応募機能等を利用することで、応募書類の管理を簡略化できると共に、求職者の負担も軽減することができます。研究プロジェクトの推進に当たって高度な知識をもつ研究人材（ポストドクター、研究者等）をお探しの際には、是非 JREC-IN Portal をご活用ください。

また、JREC-IN Portal は researchmap と連携しており、履歴書や業績一覧の作成機能では、researchmap に登録した情報を用いて簡単にこれらの応募書類を作成できます。

## 第4章 応募に際しての注意事項

### 4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

研究開発提案者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の（1）～（2）のいずれかにより行ってください。e-Rad での入力方法は「第5章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について」を参照してください。

#### （1）所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e ラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラムを応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

#### （2）所属機関におけるプログラムを修了していない場合（所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む）

##### a. 過去に JST の事業等において eAPRIN を修了している場合

JST の事業等において、eAPRIN を応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

##### b. 上記 a.以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて eAPRIN ダイジェスト版を受講することができます。

受講にかかる所要時間はおおむね 1～2 時間程度で、費用負担は必要ありません。以下 URL より速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、「ダイジェスト版修了」と選択/入力してください。

受講 URL : <https://edu2.aprin.or.jp/ard/>

#### ■研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 法務・コンプライアンス部 研究公正課

E-mail : rcr-kousyu@jst.go.jp

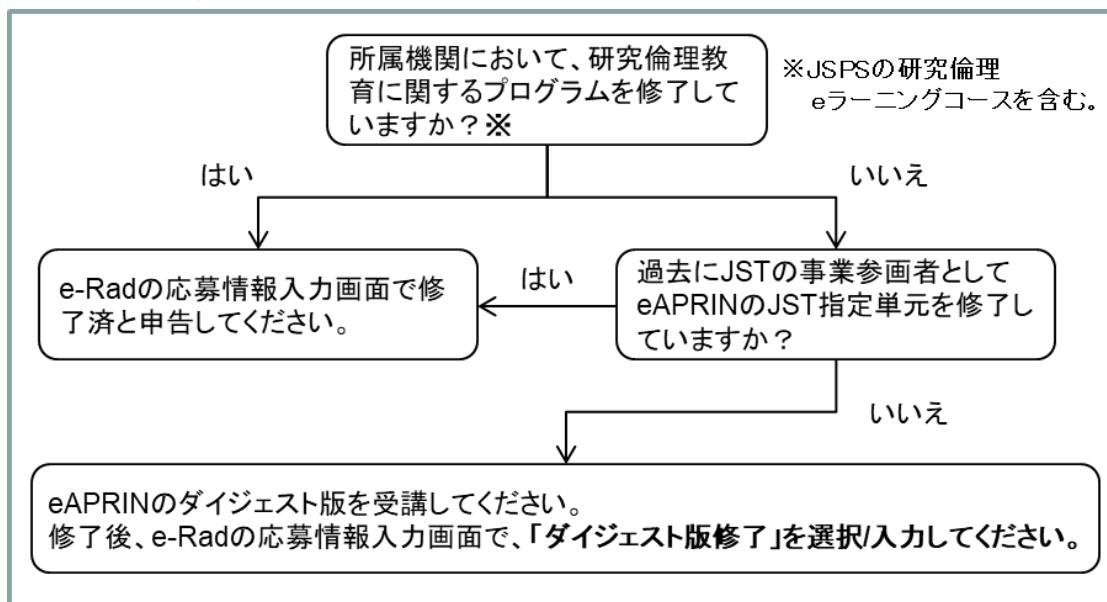
■募集に関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 未来創造研究開発推進部

E-mail : [cronos@jst.go.jp](mailto:cronos@jst.go.jp)

※メール本文に募集名、e-Rad の課題 ID、研究開発提案者名、課題名を記載してください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート



なお、JST では、本プログラムに参画する研究者等について以下のいずれかのプログラム又は教材の履修を必須とします。

=====

- ・一般財団法人公正研究推進協会が提供する「eAPRIN」
- ・日本学術振興会が提供する「eL CoRE」
- ・日本学術振興会「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」
- ・日本医療研究開発機構「事例から学ぶ公正な研究活動—気づき、学びのためのケースブックー」
- ・日本医療研究開発機構「研究公正におけるヒヤリ・ハット集」
- ・その他、所属する研究機関が上記と同等と判断する研究倫理教育プログラム・研修

(研究機関が同等と判断する場合は、JST が提供する映像教材「倫理の空白」も認められる。)

=====

なお、所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合には、JST を通じて eAPRIN(一般財団法人公正研究推進協会(APRIN)が運営する e-learning 教材)を受講することができます。次年

度においても同様に対応しますので、採択の場合は、原則として全ての研究開発参加者に JST が指定する上記の研究倫理教育プログラム又は教材の履修を求めます（ただし、所属機関や JST の事業等において、既に JST が指定する上記研究倫理教育プログラムまたは教材を履修している場合を除きます）。

#### 4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置

##### ○不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究開発課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（※）。）が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合、本プログラムにおいて、その程度に応じ、研究開発課題の不採択、採択取消し又は減額配分（以下「研究開発課題の不採択等」といいます。）を行います。

- ・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究開発課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究開発課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究開発課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本プログラムへの応募段階において、他の競争的研究費その他の研究費への応募を制限するものではありませんが、他の競争的研究費その他の研究費に採択された場合には速やかに本プログラムの担当者に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本プログラムにおいて、研究開発課題の不採択等を行うことがあります。

※ 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

##### ○過度の集中に対する措置

本プログラムに提案された研究開発内容と、他の競争的研究費その他の研究費を活用して実施している研究開発内容が異なる場合においても、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」といいます。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究開発期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合には、

本プログラムにおいて、その程度に応じ、研究開発課題の不採択等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究開発課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本プログラムへの応募書類の提出後に、他の競争的研究費その他の研究費に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本プログラムの担当者に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本プログラムにおいて、研究開発課題の不採択等を行うことがあります。

※ 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

#### ○不合理な重複及び過度の集中の排除の方法

競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認するため、応募時に、以下の情報を提供していただきます。

( i ) 現在の他府省含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況、現在の全ての所属機関・役職に関する情報

応募時に、研究開発代表者・主たる共同研究者について、現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度名、研究開発課題、実施期間、予算額、エフォート等）（以下「研究費に関する情報」といいます。）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国人の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報（以下「所属機関・役職に関する情報」といいます。）を応募書類や府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」といいます。）に記載いただきます。応募書類や e-Rad に事実と異なる記載をした場合は、研究開発課題の不採択等を行うことがあります。

研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、産学連携等の活動が委縮しないように、個別の事情に配慮して以下の通り取扱います。

- ・応募された研究開発課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究開発課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ（原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみ）の

提出を求めます。

- ・ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出いただくことが可能です。なお、その場合においても、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。
- ・所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有される場合もありますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。

なお、今後秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討していただきますようお願いします。ただし、秘匿すべき情報の範囲とその正当な理由（企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等）について契約当事者双方が合意すれば、当該秘匿情報の提出を前提としない契約とすることも可能であることにご留意ください。

#### ( ii ) その他、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報

研究費に関する情報や、所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援（※）を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めます。誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究開発課題の不採択等とすることがあります。

応募の研究開発課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究開発課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、誓約に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

※ 無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。

#### ○不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報の共有

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を、e-Radなどを通じて、他府省を含む他の競争的研究費制度の担当課間で共有します。

#### **4.3 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティ及びセキュリティの確保**

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

また、「大学等の研究セキュリティ確保に向けた文部科学省関係施策における具体的な取組の方向性」（令和6年12月18文部科学省 科学技術・学術政策局）においては、我が国の経済安全保障上の要請に応えるのみならず、学問の自由・独立性・開放性・相互主義／互恵性・透明性といった共通の価値観に基づく開かれた研究環境を守り、大学等の国際連携を推進するために、研究セキュリティ確保が必要とされています。詳細については文部科学省のウェブサイトを参照してください。

- 「大学等の研究セキュリティ確保に向けた文部科学省関係施策における具体的な取組の方向性」（令和6年12月18文部科学省 科学技術・学術政策局）

[https://www.mext.go.jp/content/20241218-mxt\\_kagoku-000039402\\_1-1rrr.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20241218-mxt_kagoku-000039402_1-1rrr.pdf)

#### **4.4 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）**

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が本プログラムを含む各種研

究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」といいます。）に基づき輸出規制（※1）が行われています。従って、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※1 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の 2 つから成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者（特定類型（※2）に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。

また、外国からの留学生の受け入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本プログラムを通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は本プログラムの活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。

加えて、外国政府から留学資金の提供を受けている学生等は、居住者であっても特定類型に該当する居住者として外為法上の輸出管理の対象となる可能性があることから、留学生の奨学金の受給状況等について、受け入れ機関が適切に把握する必要があることについてもご留意願います。

※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法 第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3) サ①～③に規定する特定類型を指します。

外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります（※3）。このため、契約締結時までに、本プログラムにより外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の提供が予定されているか否かの確認及び、提供の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。

提供の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、提供又は本プログラム終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて報告する場合があります。

また、本プログラムを通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

※3 輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制をいいます。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- ・経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

- ・経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

- ・経済産業省：安全保障貿易に係る機微技術管理ガイド（大学・研究機関用）

[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)

- ・一般財団法人安全保障貿易情報センター

<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>

- ・外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について

[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t10kaisei/ekimu\\_tuta\\_tu.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu_tuta_tu.pdf)

## 日本版バイ・ドール制度について

【日本版バイ・ドール制度が適用された国の委託研究開発に関する知的財産権の国外移転につ

いて】

令和6年6月4日に開催された経済安全保障法制に関する有識者会議において、国が支援を行う研究開発プログラムにおいてどのような技術流出防止策、リスクマネジメントが必要になるのか検討を行った「経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言～国が支援を行う研究開発プログラムにおける対応～」がとりまとめられました。これを受けて、関係省庁、関係機関が一体となって技術流出防止策に取り組んでいく必要があります。

同提言には、産業技術力強化法第17条に基づく日本版バイ・ドール制度の運用に係るものも含まれています。

日本版バイ・ドール制度では、国の委託研究開発から生じた知的財産権を受託者（民間企業等）に帰属することを可能としていますが、受託者から第三者への当該知的財産権の移転等にあたっては、子会社又は親会社への移転等を除き、あらかじめ国の承諾を受けることを条件としています。

そのため、例えば、①国外企業の日本法人が親会社に知的財産を移転する場合、②国内企業の子会社がM&A等により新たに国外企業の子会社となり、当該国外企業に事業売却・譲渡を行う場合、③国内企業の本社が国外に移転し、国外企業となる場合など、移転先の子会社又は親会社が国外企業である場合等において、国による委託研究開発の成果が国外流出することを防止できない可能性があります。

このことを踏まえ、同提言においては、国外企業たる親会社又は子会社に知的財産を移転する場合は、受託者に事前連絡を求めるとともに、JSTは当該事前連絡を確認の上、契約者間の調整を行うよう徹底することが必要であるとされています。

つきましては、本プログラムにおいては、同提言の内容については委託研究契約の内容に沿って、国外企業等への知的財産移転の際には、JSTへ事前連絡を行い、承認を得るよう徹底していただくようお願いします。

#### 4.5 国際連合安全保障理事会決議第2321号の厳格な実施について

国際連合安全保障理事会決議の厳格な実施については、「国際連合安全保障理事会決議第2321号の厳格な実施について」(令和6年6月25日付文部科学省大臣官房国際課事務連絡)において依頼しているところですが、特に、決議第2321号主文11においては、原則として「北朝鮮により公式に後援され又は北朝鮮を代表している個人又は団体が関係する科学技術協力を停止する」とこととされています。

多国間の国際的な共著論文を執筆する場合においては、貴機関所属の研究者と北朝鮮の研究者に直接の協力関係が無い場合でも、意図せず共著となる可能性もあることから、原稿執筆段階や投稿前における確認の徹底等、適切に対応いただくようお願いします。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳  
(外務省告示第 463 号（平成 28 年 12 月 9 日発行）)  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

#### 4.6 繰越について

プログラムの進捗に伴い、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、翌年度まで継続する複数年度契約の場合、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

#### 4.7 府省共通経費取扱区分表について

本プログラムでは、競争的研究費において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱いについては以下の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/download/2023/2023kisokens309betsu.pdf>

現在、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略 2023」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、競争的研究費に関する制度改善が進められています。これを踏まえ、本プログラムにおいて、直接経費からプロジェクトの研究代表者（以下、「PI」といいます。）の人事費、研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することを可能としています。PI の人事費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出する場合には、以下に必要な要件や手続きの方法を定めていますので、確認してください。

また、「男女共同参画や人材育成の視点に立った競争的研究費制度の整備に係る共通指針について」（令和 5 年 2 月 8 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえて、本プログラムにおいて、直接経費から次世代を担う理工系分野の人材育成の促進に係る経費を支出することを可能としています。

- 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）及び、直接経費から研究代表者（PI）の人事費の支出について（連絡）」（令和2年9月17日）  
<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

- 本プログラムにおける、対象者の適用範囲、支出上限等の対応について。  
(バイアウト制) [https://www.jst.go.jp/kisoken/cronos/dl/buyout\\_houshin.pdf](https://www.jst.go.jp/kisoken/cronos/dl/buyout_houshin.pdf)  
(PI 人事費) [https://www.jst.go.jp/kisoken/cronos/dl/pi\\_houshin.pdf](https://www.jst.go.jp/kisoken/cronos/dl/pi_houshin.pdf)

#### 4.8 費目間流用について

費目間流用については、JST の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の 50%以内としています。

#### 4.9 年度末までの研究開発期間の確保について

JSTにおいては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的研究費において以下のとおり対応しています。

- (1) JSTにおいては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
- (2) 会計実績報告書の提出期限を5月31日とする。
- (3) 研究成果報告書の提出期限を5月31日とする。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究開発期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

#### 4.10 間接経費について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の使用に当たり、研究機関の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、それに則り計画的かつ適正に執行するとともに、研究者への説明等を通して使途の透明性を確保してください。また、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から5年間適切に保管してください。

間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までにe-Radにより報告してください（複数の競争的研究費を獲得した研究機関においては、それらの競争的研究費に伴う全ての間接経費をまとめて報告してください）。報告に関するe-Radの操作方法が不明な場合は、e-Radの操作マニュアル（[https://www.e-rad.go.jp/manual/for\\_organ.html](https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html)）

又は「よくある質問と答え」(<https://qa.e-rad.go.jp/>) を参照してください。

なお、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」(平成 13 年 4 月 20 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ) の改訂により、独立行政法人における基金又は運営費交付金を財源とする事業に限り、会計基準に基づく、保有する減価償却資産の取替のための積立に使用することが可能となりました。

#### 4.11 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」(平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会)においては、そもそも研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」(令和 3 年 3 月 26 日閣議決定) や「統合イノベーション戦略 2024」(令和 6 年 6 月 4 日閣議決定)において、研究機器・設備の整備・共用化促進や、組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み（コアファシリティ化）の確立、共用方針の策定・公表等が求められています。

文部科学省においては、大学等における研究設備・機器の戦略的な整備・運用や共用の推進等を図るため、「研究設備・機器の共用促進に向けたガイドライン」を令和 4 年 3 月に策定しました。

これらを踏まえ、本プログラムにより購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、所属機関・組織における共用システムに従って、当該研究開発課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費における管理条件の範囲内において、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。その際、最新の研究設備・機器の活用による研究力強化のためにも、プロジェクト期間中でも共用化が可能であることを認識し、一層の共用化を検討することが重要です。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究開発課題の研究目的の達成に向けた使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、大学共同利用機関法人自然科学研究機構において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク」、各大学等において「新たな共用システム導入支援プログラム」や「コアファシリティ構築支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」

[競争的研究費改革に関する検討会（H27.6.24）]

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm)

- 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」[閣議決定（R3.3.26）]

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>

- 「統合イノベーション戦略2024」[閣議決定（R6.6.4）]

[https://www8.cao.go.jp/cstp/tougesenryaku/togo2024\\_zentai.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/tougesenryaku/togo2024_zentai.pdf)

- 「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」

[競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（R5.5.24 改正）]

[https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu\\_rule\\_r50524.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r50524.pdf)

- 「複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）」

[資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ（R2.9.10 改正）]

[https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt\\_sinkou02-100001873.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf)

- 「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」（R4.3 策定）

[https://www.mext.go.jp/content/20220329-mxt\\_kibanken01-000021605\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220329-mxt_kibanken01-000021605_2.pdf)

【参考：概要版 YouTube】[https://youtu.be/x29hH7\\_uNQo](https://youtu.be/x29hH7_uNQo)

- 「大学連携研究設備ネットワーク」

<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

- 「新たな共用システム導入支援プログラム」

<https://www.jst.go.jp/shincho/program/sinkyoyo.html>

- 「コアファシリティ構築支援プログラム」

<https://www.jst.go.jp/shincho/program/corefacility.html>

#### 4.12 博士課程学生の待遇の改善について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加すること（博士後期課程在籍学生の約3割が生活費相当額程度を受給することに相当）を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント（RA）としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA等の雇用・謝金に係るRA経費の支出のルールを策定し、2021年度から順次実施する。」とされており、各大学や研究開発法人におけるRA等としての博士課程学生の雇用の拡大と待遇の改善が求められ

ています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RA を雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RA に適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本プログラムにおいて、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的に RA 等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本プログラムへ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

#### (留意事項)

- ・ 「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間 180 万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員（DC）並みの年間 240 万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。
- ・ 「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000 円から 2,500 円程度※の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。

(※) 競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、博士後期課程の場合 2,000 円から 2,500 円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。(令和 2 年 8 月に公表された「研究大学の教員の雇用状況に関する調査（速報版）」において、特任助教の給料月額の中央値が存在する区分（40 万円以上 45 万円未満）の額について、休日等を除いた実労働日（19 日～20 日）の勤務時間（7 時間 45 分～8 時間）で除した上で、博士後期課程学生の身分であることを考慮して 0.8 を乗じることにより算定。)

- ・ 具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にて御判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下の支給を制限するものではありません。
- ・ 学生を RA 等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博

士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

#### 4.13 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）において、「ポストドクターの任期については、3年未満の者も数多く存在するところであるが、あまりに短期間の任期については、キャリア形成の阻害要因となり得ることから、一定期間腰を据えて研究活動に集中できるような任期の確保が求められる。」「1、2か所程度でポストドクターを経験した後、30代半ばまでの3年から7年程度で次のステップへと進んでいくことが望ましいことに鑑みれば、各ポストについては3年から5年程度の任期の確保が望まれる。」とされています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン～教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて～」（平成31年2月25日文部科学省）において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5～10年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保つつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本プログラムにより、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、部局等の人事担当や経理担当等にも確認の上、研究開発期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

#### 4.14 男女共同参画及び人材育成に関する取組の促進について

「科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）」や「男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）」、「Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ（令和4年6月2日総合科学技術・イノベーション会議決定）」において、出産・育児・介護等のライフイベントが生じても男女双方の研究活動を継続しやすい研究環境の整備や、優秀な女性研究者のプロジェクト責任者への登用の促進等を図ることとしています。さらに、保護者や教員等も含め、女子中高生に理工系の魅力を伝える取組を通じ、理工系を中心とした修士・博士課程に進学する女性の割合を増加させることで、自然科学系の博士後期課程への女性の進学率が高い状況を打破し、我が国における潜在的な知の担い手を増やしていくこととしています。

これらを踏まえ、本プログラムにおいても女性研究者の活躍促進や将来、科学技術を担う人材の

裾野の拡大に向けた取組等に配慮していくこととします。

- ・理数系の博士号取得者等によるオンラインでの小・中・高等学校における理科、物理・化学等の授業や出前講座に係る費用を直接経費から支出可能とします。
- ・研究成果を中高生等が理解しやすいコンテンツとして SNS 等で配信するための費用を直接経費から支出可能とします。
- ・上記 2 点のアウトリーチ活動の実績について研究成果報告書への記載を可能とし、プラス評価の対象とします。また、研究開発計画書への記載も可能とし、審査の際にプラス評価の対象とします。

また、体格や身体の構造と機能の違いなど生物学的性（セックス）や、社会的性（ジェンダー）など、性差等を適切に考慮した研究・技術開発を実施していくことが求められています。

- ・性を考慮しないまま研究開発を実施することで、その成果を社会実装する段階で社会に不適切な影響が及ぶ恐れもあります。従って、研究開発における性との関わりを検討し、必要に応じて性差等を考慮して実施してください。

#### **4.15 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について**

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和 2 年 12 月 18 日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、本プログラムにおいて雇用する若手研究者について、研究開発代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本プログラムから人件費を支出しつつ、本プログラムに従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。詳しくは以下を参照してください。

- 「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」[競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（R2.12.18 改正）]

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>

- 本プログラムにおける、対象者の適用範囲、支出上限等の対応について。

[https://www.jst.go.jp/kisoken/cronos/dl/senjukanwa\\_houshin.pdf](https://www.jst.go.jp/kisoken/cronos/dl/senjukanwa_houshin.pdf)

#### **4.16 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について**

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）において、「優秀な若者が、アカデミア、産業界、行政など様々な分野において活躍できる展望が描ける環境」の構築が目標として掲げられています。さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、「高度な専門性と優れた研究力を身に付けた博士人材が、ベンチャー企業やグローバル企業等も含む社会の多様な場で活躍し、イノベーションを創出していくことが不可欠であり、ポストドクターの期間終了後のキャリアパスの多様化に向けた取組が重要である」と述べられています。これを踏まえ、本プログラムに採択され、公的研究費（競争的研究費その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

- ・提案書に、公的研究費により雇用する若手研究者に対する多様なキャリアパスを支援する活動計画（以下「キャリア支援活動計画」といいます。）（例：機関が行う企業等と協働して行う講義、長期インターンシップ、企業交流会、カウンセリング等への参加の推奨、異分野を含めた研究活動への主体的な参加の推奨など）を記載してください。なお、キャリア支援活動計画は選考の際に確認します。
- ・若手研究者の能力開発に要する経費は、研究活動を支える基盤的な経費であるとの考え方に基づき、上記の提案書に記載したキャリア支援活動計画に基づく若手研究者の活動の一部を、研究工ポートの中に含めることができます。
- ・中間評価や事後評価においては、上記のキャリア支援活動計画に基づく取組状況や若手研究者の任期終了後の進路状況を報告して頂きます。その内容はプラスの評価の対象とします。

また、評価に当たっては、研究活動の妨げにならないよう、若手研究者が公的研究機関（雇用主である機関以外の公的研究機関を含む）の取組（例：企業等と協働して行う講義、長期インターンシップ、企業交流会、カウンセリング等）に参加する場合には、その取組を研究開発代表者が直接行うキャリア支援に代わる取組として、プラスの評価の対象とします。

#### **4.17 URA等のマネジメント人材の確保について**

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）において、URA等のマネジメント人材が魅力的な職となるよう、専門職としての質の担保と待遇の改善に関する取

組の重要性が指摘されています。また「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議）においても、マネジメント人材やURA、エンジニア等のキャリアパスの確立の必要性が示されています。

これらを踏まえ、研究機関が雇用している、あるいは新たに雇用するURA等のマネジメント人材が本プログラムのマネジメントに従事する場合、研究機関におかれでは本プログラムに限らず、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

併せて、当該マネジメント人材のキャリアパスの確保に向けた支援として、URA研修等へ参加させるなど積極的な取組をお願いします。また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

さらに、本プログラムでは、研究開発期間終了後の自立的な運営に向けた取組を求めていることから、当該マネジメント人材と有期の雇用契約を締結している場合においては、適切な評価等によって無期の雇用契約とするなど、当該マネジメント人材が安定的な職を得られる仕組の導入が望まれます。

#### 4.18 社会との対話・協働の推進について

「『国民との科学・技術対話』の推進について（基本的取組方針）」（平成22年6月19日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。

本募集に採択され、1件当たり年間3,000万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、研究成果に関する市民講座、シンポジウム及びインターネット上の研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の「国民との科学・技術対話」について、積極的に取り組むようお願いします。

(参考)「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

[https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa\\_honbun.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf)

また、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）において、市民参画など多様な主体の参画による知の共創と科学技術コミュニケーションの強化が求められていますが、JSTで提供している「多様な主体が双方向で対話・協働する場」としては下記のような例があります。

- ・サイエンスアゴラ

<https://www.jst.go.jp/sis/scienceagora/>

- ・日本科学未来館

<https://www.miraikan.jst.go.jp/>

#### 4.19 オープンサイエンスの促進について

##### (1) JST のオープンサイエンス方針について

JST では、オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を定めています（平成 29 年 4 月施行、令和 4 年 4 月、令和 7 年 3 月改定）。本方針では、本プログラムでの研究活動における研究成果論文のオープンアクセス化や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

については、本プログラムの研究成果論文については、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などを通じて原則として公開、特に査読済み論文については 12 ヶ月以内の公開を原則としていただきます。また、研究機関におけるデータポリシー等を踏まえ、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し（※ 1）、JST の求めに応じて提出するとともに、本プランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で研究活動を遂行していただきます。なお、本プランは、研究を遂行する過程で変更することも可能です。さらに、研究データのうち、データマネジメントプラン等で定めた管理対象データについては、JST が示すメタデータ（※ 1）を付与していただきます。メタデータを付与した管理対象データのうち公開データについては、各研究機関が指定する機関リポジトリや国立情報学研究所が運用する研究データ基盤システム等に適切に収載していただきます。加えて、國の方針により指定された一部の事業については、下記(2)で示す学術論文等の即時オープンアクセスに対応いただきます。

詳しくは、以下を参照してください。

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針
- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針運用ガイドライン  
(※ 1) DMP に記載すべき項目、及びメタデータ項目については本ガイドラインに記載。  
<https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04>
- 研究 DX(デジタル・トランスフォーメーション)-オープンサイエンス(内閣府)

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kenkyudx.html>

- 公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方

(統合イノベーション戦略推進会議)

<https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kokusaiopen/sanko1.pdf>

- 「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」におけるメタデータの共通項目（2025年1月時点）

[https://www8.cao.go.jp/cstp/common\\_metadata\\_elements.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/common_metadata_elements.pdf)

なお、JSTは、データマネジメントプランの記載内容の把握、研究者への支援や基本方針への反映（改正）を目的に、データモジュール数、データの種別、公開の種別、保存場所等の統計データを分析します。分析した統計データについては公開を想定していますが、個々の個人データや名前がわかるもの等は一切公開いたしません。

※生命科学系データについては「4.21 NBDCからのデータ公開について」もご参照してください。

## （2）学術論文等の即時オープンアクセスについて

世界的な知の共有を目指した研究成果のオープン化が国際的にも進みつつあり、学術論文の発表等を通じたオープンアクセスの推進により、研究成果が広く国民に還元されるとともに、科学技術、イノベーションの創出及び地球規模課題の解決に貢献することが期待されます。

我が国の政府方針においても、令和7年度から新たに公募を行う戦略的創造研究推進事業（※2）、創発的研究支援事業の助成を受けて執筆した査読付き学術論文及び根拠データ（※3）は、「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針（令和6年2月16日統合イノベーション戦略推進会議決定）」（以下「基本方針」という。）及び「「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針（統合イノベーション戦略推進会議 令和6年2月16日決定）」の実施にあたつての具体的方策（令和6年10月8日改正 関係府省申合せ）」（以下「具体的方策」という。）に従って、学術雑誌への掲載後、即時（※4）に「機関リポジトリ等の情報基盤」への掲載が義務づけられます。

ここで、「機関リポジトリ等の情報基盤」とは、研究データ基盤システム（NII Research Data Cloud）（※5）上で学術論文及び根拠データが検索可能となるものとされており、年度終了後に提出する実績報告等において入力された研究成果情報は、e-Radを通じ、研究データ基盤システムに提供されます。必要な情報が記載されている場合、これにより、研究成果情報が研究データ基盤システム上で検索可能となります。

また、オープンアクセスの実施状況を把握するため、実績報告等に記載する研究成果情報の項目を追加・変更しています。既存の項目に加え、即時オープンアクセスの対象該否、即時オープンアクセスの実施有無、(即時オープンアクセスの実施無の場合)即時オープンアクセスが困難な理由、学術論文や根拠データを掲載した「機関リポジトリ等の情報基盤」のランディングページの URL 等の識別子について記入する必要があります。

- 学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針（令和6年2月16日統合イノベーション戦略推進会議決定）

URL : [https://www8.cao.go.jp/cstp/oa\\_240216.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/oa_240216.pdf)

- 「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」（統合イノベーション戦略推進会議令和6年2月16日決定）の実施にあたっての具体的方策（令和6年10月8日改正 関係府省申合せ）

URL: [https://www8.cao.go.jp/cstp/openscience/r6\\_0221/hosaku.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/openscience/r6_0221/hosaku.pdf)

- 学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針、及び学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針の実施にあたっての具体的方策に関する FAQ

URL: [https://www8.cao.go.jp/cstp/oa\\_houshin\\_faq.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/oa_houshin_faq.pdf)

なお、学術論文等の即時オープンアクセスの対応に際し、所属機関で機関リポジトリが整備されていない場合、JST が運用する Jxiv や GRANTS Data（2025 年度リリース予定）等のリポジトリをご活用ください。

(※2) 戰略的創造研究推進事業のうち、先端的カーボンニュートラル技術開発 (ALCA-Next) 及び情報通信科学・イノベーション基盤創出 (CRONOS) は除く。

(※3) 基本方針において、「即時オープンアクセスの対象は、査読付き学術論文（電子ジャーナルに掲載された査読済みの研究論文（著者最終稿を含む））及び根拠データ（掲載電子ジャーナルの執筆要領、出版規程等において、透明性や再現性確保の観点から必要とされ、公表が求められる研究データ）とする。」とされている。

(※4) 具体の方策において、「基本方針における即時オープンアクセスの「即時」とは、該当する競争的研究費による学術論文及び根拠データの学術雑誌への掲載後の、公開禁止期間（エンバーコ）がないことをいう。なお、「学術雑誌への掲載」とは、学術論文が電子版として学術雑誌に掲載されることをいい、掲載される学術雑誌の巻・号・ページが決定す

る前に当該学術論文が電子版として先行して掲載される場合はその時点を「学術雑誌への掲載」とする。また、学術雑誌への掲載後、「機関リポジトリ等の情報基盤」へ掲載するための手続きに要する期間については、所属する機関の体制等によって異なるため、特段の規定は設けない。ただし、目安として学術雑誌への掲載後3か月程度で「機関リポジトリ等の情報基盤」において公開されることが望ましい。」とされている。

- (※5) 「NII 研究データ基盤（NII Research Data Cloud）の概要」（国立情報学研究所オープンサイエンス基盤研究センター）(<https://rcos.nii.ac.jp/service/>)

#### 4.20 論文謝辞等における体系的番号の記載について

本プログラムにより得た研究開発成果を発表する場合は、本プログラムにより支援を受けたことを表示してください。

論文の Acknowledgment（謝辞）に、本プログラムにより支援を受けた旨を記載する場合には「JST CRONOS Grant Number 10 行の体系的番号」を含めてください。論文投稿時も同様です。本プログラムの 10 行の体系的番号は、【JPMJCS+数字 4 行】です。体系的番号については、採択時にお知らせします。

論文中の謝辞（Acknowledgment）の記載例は以下の通りです。

【英文】

This work was supported by JST CRONOS Japan Grant Number JPMJCSxxxx.

【和文】

本研究は、JST 戦略的創造研究推進事業 CRONOS JPMJCSxxxx の支援を受けたものです。

※論文に関する事業が二つ以上ある場合は、事業名及び体系的番号を列記してください。

#### 4.21 NBDC からのデータ公開について

JST のバイオサイエンスデータベースセンター（NBDC）が実施してきたライフサイエンスデータベース統合推進事業 (<https://biosciencedbc.jp/>) では、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進しています。

また、「ライフサイエンスデータベース統合推進事業の進捗と今後の方向性について」（平成 25 年 1 月 17 日）でも、NBDC（現 情報基盤事業部 NBDC 事業推進室）が中心となってデータ及びデータベースの提供を受ける対象事業の拡大を行うこととされています。

これらを踏まえ、本プログラムにより得られるライフサイエンス分野に関する次の種類のデータ及びデータベースの公開について、ご協力をお願いします。

No.	データの種類	公開先	公開先 URL
1	構築した公開用データベースの概要	Integbio データベースカタログ	<a href="https://integbio.jp/dbcatalog/">https://integbio.jp/dbcatalog/</a>
2	構築した公開用データベースの収録データ	生命科学系データベースアーカイブ	<a href="https://dbarchive.biosciencedbc.jp/">https://dbarchive.biosciencedbc.jp/</a>
3	2 のうち、ヒトに関するもの	NBDC ヒトデータベース	<a href="https://humandbs.dbcls.jp/">https://humandbs.dbcls.jp/</a>

#### 4.22 動物実験基本指針における外部検証の受検について

動物実験等を実施する大学等の研究機関等は、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成 18 年文部科学省告示 71 号。以下「基本指針」といいます。）を遵守する必要があります。特に基本指針では、3 R の原則である、代替法の活用（Replacement）、使用数の削減（Reduction）、苦痛の軽減（Refinement）を踏まえて、動物実験等を適正に実施することを求めています。

特に、基本指針では、「研究機関等の長は、動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、定期的に、研究機関等における動物実験等の基本指針への適合性に関し、自ら点検及び評価を実施するとともに、当該点検及び評価の結果について、当該研究機関等以外の者による検証を実施することに努めること。」と定めております。本プログラムに応募する際、研究内容が動物実験を伴う場合には、所属する研究機関等において外部検証を受検するようお願いします。なお、所属する研究機関等の一部施設において外部検証を受検している場合は、機関全体として受検するようお願いします。

研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示 71 号）

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/06060904.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06060904.htm)

#### 4.23 ナショナルバイオリソースプロジェクトについて

ナショナルバイオリソースプロジェクト（NBRP）は、ライフサイエンス研究の基礎・基盤となる重要なバイオリソースを、NBRP の中核的拠点に戦略的に収集・保存し、大学・研究機関に提供することで、我が国のライフサイエンス研究の発展に貢献してきました。今後も我が国のライフサイエンス研究の発展に貢献していくためには、有用なバイオリソースを継続的に収集する必要があります。

については、本プログラムで開発したバイオリソース（NBRP で対象としているバイオリソースに限ります）のうち、提供可能なバイオリソースを寄託（※）いただき、NBRP における収集活動に御協力くださいますようお願いします。

また、NBRP で既に整備されているバイオリソース（動物・植物・微生物・細胞・遺伝子材料・情報）については、効率的な研究の実施等の観点からその利用を推奨します。

※寄託：当該リソースに関する諸権利を移転せずに、本プログラムでの利用（保存・提供）を認める手続きです。寄託同意書で具体的な提供条件を定めることで、利用者に対して、用途の制限や論文引用などの使用条件を付加することができます。

NBRP 中核的拠点整備プログラム 対象バイオリソース・代表機関一覧

<https://nbrp.jp/resource/>

#### 4.24 多機関共同研究における治験・研究の一括審査について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律が適用される治験、臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）が適用される臨床研究、又は、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和 3 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号）が適用される研究等（以下、「治験・研究」といいます。）の倫理審査等について、原則として、機関共同研究を実施する場合には一括審査を行ってください。ただし、少数の研究機関がそれぞれ異なる内容を分担する基礎的研究については、この限りではありません。

本プログラムにおいて、多機関共同研究における治験・研究を行う場合、その実施の適否について、一括審査を行うことが必要です。また、一括審査の記録については、治験・研究のルールに準じて一定期間の適切な管理を行ってください。状況把握のために、必要に応じて、研究機関に照会を行うことがあります。

（参考）規制改革実施計画（令和 6 年度）

[https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/program/240621/01\\_program.pdf](https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/program/240621/01_program.pdf)

P.51-52 被験者保護及び研究力強化等のための倫理審査の適正化

【該当部分】

b 内閣府、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省は、a の目標を達成するため、競争的研究費の提供を受ける治験・研究について、多機関共同研究を実施する場合に

は一括審査を必須要件に位置付ける。ただし、少数の研究機関がそれぞれ異なる内容を分担する基礎的研究

#### 4.25 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について

文部科学省は、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的として、令和元年度に「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）」を創設しました。

民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定する制度で、令和6年1月時点で12件のサービスを認定しています。共同研究者の探索、研究成果の広報・事業化、研究資金や研究機器の調達など、多種多様なサービスがございますのでぜひご活用ください。

認定された各サービスの詳細は以下の文部科学省ウェブサイトより御覧いただけます。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kagaku/kihon/1422215\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00001.htm)

#### 4.26 競争的研究費改革に関する記載事項

現在、政府において、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略2023」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、更なる研究費の効果的・効率的な活用を可能とするよう、競争的研究費に関する制度改善について議論されているところ、公募期間内に、これらの制度の改善及びその運用について他の競争的研究費事業にも共通する方針等が示された場合、その方針について、本プログラムの公募及び運用において適用する際には、改めてお知らせします。

#### 4.27 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について

(1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本プログラムの応募、研究実施等に当たり、公的研究費の配分を受ける（予定を含む）研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）（※）の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監

査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費等の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343904\\_21.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm)

(2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本プログラムの契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）

このため、令和 7 年 4 月 1 日以降に、以下の文部科学省ウェブサイトの内容を確認の上、e-Rad からチェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入いただき、委託研究契約締結までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室へ e-Rad をを利用して提出（アップロード）してください。

なお、令和 6 年度版チェックリストを提出済みの研究機関は、上記にかかわらず契約は認められます。この場合は、令和 7 年度版チェックリストに係る手続きを令和 7 年 12 月 1 日までに行ってください。

この手続きは、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分を受け、当該資金の管理を行っている期間中は継続して行う必要があります。

また、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費の配分を受けない機関（研究費の配分を受けない協力機関等）については、チェックリストの提出は不要です。

以上の点を含め、本件の詳細については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。  
(下記 URL は、令和 6 年度の提出依頼になります。チェックリストを作成いただく際には、対象年度の提出依頼をご確認ください。)

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1324571.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm)

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組について研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行って

いただくようお願いします。

#### 4.28 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」といいます。）については以下のとおり厳格に対応します。

##### ○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

###### （i）契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

###### （ii）申請及び参加（※1）資格の制限等の措置

本プログラムの研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下「不正使用等を行った研究者」といいます。））や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者（※2）に対し、不正の程度に応じて以下の表のとおり、本プログラムへの申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省を含む他の競争的研究費の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等を行った研究者名、事業名、所属機関、研究開発課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費制度において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究開発課題（継続課題）への研究開発代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者	不正使用の程度	応募制限期間※3.4
不正使用を行った研究者及び 1 個人の利益を得るために私的流用		10 年

それに共謀した研究者 ※1	2 1 以 外	①社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2~4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
偽りその他不正な手段により競争的研究費等を受給した研究者及びそれに共謀した研究者			5年
不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者 ※2			善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限 2 年、下限 1 年

※3 以下の場合は申請及び参加資格を制限せず、厳重注意を通知する。

- ・表中※1において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・表中※2において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※4 応募制限期間は原則、不正使用等が認定され、研究費が返還された年度の翌年度から起算します。なお、不正使用等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

### (iii) 不正事案の公表について

本プログラムにおいて、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本プログラムへの申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案の概要（研究機関名、事業名、不正が行われた年度、不正の内容、不正に支出された研究費の額、不正に関与した研究者数など）について、JSTにおいて原則公表することとします。また、文部科学省においても原則公表されます。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされて

いますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省において公表している不正事案の概要については、以下のウェブサイトを参照してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1364929.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm)

#### **4.29 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置**

他府省を含む他の競争的研究費制度<sup>\*</sup>において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的研究費制度において応募資格が制限されている期間中、本プログラムへの申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的研究費制度」については、令和7年度以降に新たに公募を開始する制度も含みます。なお、令和6年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のウェブサイトを参照してください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

#### **4.30 関係法令等に違反した場合の措置**

研究開発を実施するにあたり、関係法令・指針等に違反した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

#### **4.31 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について**

(1) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本プログラムへの応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）（※）を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/1351568.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm)

(2) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチエ

## ツクリストの提出について

本プログラムの契約に当たり、各研究機関は、「「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」（以下「研究不正行為チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）

このため、令和7年4月1日以降、以下のウェブサイトの内容を確認の上、e-Rad から令和7年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、委託研究契約締結までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室に、e-Rad を利用して提出（アップロード）してください。

なお、令和6年度版研究不正行為チェックリストを提出している研究機関は、上記にかかわらず契約は認められますか、この場合は、令和7年度版研究不正行為チェックリストを令和7年9月30日までに提出してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、研究不正行為チェックリストの提出は不要です。

研究不正行為チェックリストについては、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1420301\\_00006.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00006.html)

(上記 URL は、令和6年度の提出依頼になります。チェックリストを作成いただく際には、対象年度の提出依頼をご確認ください。)

(※1)提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。

e – Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブサイトを参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(※2) 文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受け研究活動を行う機関は、当該研究活動を行っている間、毎年度 9 月 30 日（9 月 30 日が土日祝日の場合は、直前の営業日）までに研究不正行為チェックリストを提出することが必要です。

(3) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本プログラムにおいて、研究開発活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対

応します。

#### ( i ) 契約の解除等の措置

本プログラムの研究開発課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託研究契約の解除・変更を行い、委託研究費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

#### ( ii ) 申請及び参加※資格制限の措置

本プログラムによる研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、本プログラムへの申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、他の文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」といいます。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以下「他府省関連の競争的研究費制度」といいます。）の担当に情報提供することにより、他の文部科学省関連の競争的研究費制度等及び他府省関連の競争的研究費制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

（※）「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究開発課題（継続課題）への研究開発代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

特定不正行為に係る応募制限の対象者	特定不正行為の程度	応募制限期間※
特定不正行為に 関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者	10年
	2. 特定不正行為があつた研究に係 当該論文等の責任を負う著者 (監修責任者、代表執筆者又は	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの 5~7年

る論文等の著者	これらのものと同等の責任を負うと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3~5年
	上記以外の著者		2~3年
3. 1. 及び 2. を除く特定不正行為に関与した者			2~3年
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2~3年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1~2年

※ 応募制限期間は原則、特定不正行為があったと認定された年度の翌年度から起算します。

なお、特定不正行為が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

### (iii) 他の競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他の文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本プログラムへの申請及び参加資格を制限します。

「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」、「他省庁関連の競争的研究費制度」については、令和7年度以降に新たに募集を開始する制度も含みます。なお、令和6年度以前に終了した制度においても対象となります。

#### (iv) 不正事案の公表について

本プログラムにおいて、研究活動における不正行為があった場合、当該事案等の内容（不正事案名、不正行為の種別、事業名、不正事案の概要、JST が行った措置等）について、JST において原則公表することとします。また、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1360483.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm)

### 4.32 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本プログラムへの研究開発課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究開発課題が採択された後、委託研究契約の締結手続きの中で、研究開発代表者は、本プログラムへの研究開発課題に参画する研究者等全員に対し、研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講するよう周知徹底していただくことが必要です。

### 4.33 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の研究開発課題に関する e-Rad 上の情報（事業名、研究開発課題名、所属研究機関名、研究開発代表者名、研究者番号、予算額、実施期間及び課題概要）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本プログラムのウェブページの他、JST が運営する JST プロジェクトデータベース（以下「PDB」といいます。<https://projectdb.jst.go.jp/>）及び研究開発課題統合検索（GRANTS、<https://grants.jst.go.jp/>）において公開すると共に、公開情報として JST 他の情報システムにも利用される場合があります。また、研究者から提出された研究成果報告書等のうち公開可能なものについては、PDB において公開する場合があります。

#### **4.34 e-Rad からの内閣府への情報提供等について**

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）では、科学技術・イノベーション行政において、客観的な証拠に基づく政策立案を行うEBPMを徹底することとしており、e-Radに登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的研究費に係る間接経費執行実績情報について、e-Radでの入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることになります。

#### **4.35 研究者情報の researchmap への登録について**

researchmap (<https://researchmap.jp/>) はJSTが運営する日本の研究者情報データベースとして37万人以上の登録があり、業績情報の管理・公開が可能です。また、researchmapは、e-Radや多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつながります。

なお、researchmapに登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されており、本プログラム実施者は、積極的にresearchmapに登録・更新くださるようお願いします。

#### **4.36 JST からの特許出願について**

研究機関が発明等を権利化しない場合、JSTがそれを権利化する場合があります。そのため、研究機関が発明等を権利化しない見込みである場合は、速やかに当該発明等に関する情報を任意の様式で研究者からJSTに通知してください。（上記の「当該発明等に関する情報」とは、研究機関内で用いた発明届の写し等、JSTが出願可否を判断するために必要とする情報を指します。）

JSTは受領した通知に基づき検討を行い、その結果、当該発明等をJSTが出願可と判断する場合には、研究機関とJSTとの間で別途「特許を受ける権利譲渡契約」を締結します。

#### **4.37 特許出願非公開制度について**

特許制度では、特許権の付与とともに、特許出願された発明を一律に公開することで、更なる技術の改良の促進や、重複する研究開発の排除等を図っています。一方、特許出願非公開制度創設前

は、我が国の特許制度は、ひとたび特許出願がされれば、安全保障上拡散すべきでない発明であつても、1年6ヶ月経過後には国が出願の内容を公開する制度となっていました。諸外国の制度では、このような発明に関する特許出願を非公開とする制度が設けられていることが一般的であり、このため、我が国においても「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保に関する法律（令和4年法律第43号）（以下「経済安全保障推進法」といいます。）」において、一定の場合には出願公開等の手続きを留保し、拡散防止措置をとることとする特許出願非公開制度が設けされました。

経済安全保障推進法では、特許出願の明細書等に、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明が記載されていた場合には、「保全指定」という手続により、出願公開、特許査定及び拒絶査定といった特許手続を留保するとともに、その間、公開を含む発明の内容の開示全般やそれと同様の結果を招くおそれのある発明の実施を原則として禁止し、かつ、特許出願の取下げによる離脱も禁止することとしています。経済安全保障推進法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。

内閣府のウェブサイトで、特許出願非公開制度の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- ・内閣府：特許出願の非公開に関する制度

[https://www.cao.go.jp/keizai\\_anzen\\_hosho/suishinhou/patent/patent.html](https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/patent.html)

# 第5章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について

## 5.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス（応募受付→選考→採択→採択課題の管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electronic（電子）の頭文字を冠したものです。

## 5.2 e-Rad を利用した応募方法

本プログラムへの応募は府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて行っていただきます。

応募にあたっては、e-Rad ポータルサイト（以下、「ポータルサイト」といいます。）  
[\(https://www.e-rad.go.jp/\)](https://www.e-rad.go.jp/) を参照してください。

※e-Rad を利用するにあたっての各種申請手続きにつきまして、原則、紙の書類での申請は受け付けておりませんので、e-Rad ポータルサイトから各種申請の手続きをお願いいたします。  
また、応募の際は、特に以下の点に注意してください。

### (1) e-Rad 使用にあたる事前登録(<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>)

応募時までに、研究機関及び所属研究者の事前登録が必要となります。

#### ① 研究機関の登録申請

研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、「研究機関の登録申請」  
[\(https://www.e-rad.go.jp/organ/entry.html\)](https://www.e-rad.go.jp/organ/entry.html) から手続きを行ってください。

※登録まで日数を要する場合があります。2週間以上の余裕をもって手続きをしてください。

※一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。

※既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

#### ② 部局情報、事務分担者情報、職情報、研究者情報の登録

事務代表者は、①により入手した ID、パスワードで e-Rad にログインし、部局情報、事務分担者（設ける場合）、職情報、研究者情報を登録し、事務分担者用及び研究者用の ID、パスワードを発行します。

登録方法は、e-Rad ポータルサイト ([https://www.e-rad.go.jp/manual/for\\_organ.html](https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html))

研究機関事務代表者用マニュアル「10.研究機関手続き編」「11.研究機関事務分担者手続き編」「12.研究者手続き編」を参照してください。

## (2) e-Rad での応募申請

- ・研究者による応募課題の提出

e-Rad ポータルサイト ([https://www.e-rad.go.jp/manual/for\\_researcher.html](https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html)) 研究者用マニュアルを参照してください。提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関処理中」又は「受理済」となっていない申請は無効となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。提出締切日時までに研究者による応募申請の提出が行われたにもかかわらず、これらのステータスにならなかった場合は、プログラム担当《cronos@jst.go.jp》まで連絡してください。なお、配分機関が応募課題の管理を行うには、「受理」することが必要ですが、研究者による応募行為の完結という観点では、受理は必須ではありません。受付締切日時までに応募課題の状態が「応募中」、申請の種類（ステータス）が「申請中」となれば、当該応募は正常に完了しています。

### <注意事項>

- ① 応募申請に当たっては、応募情報の Web 入力と提案様式の添付が必要です。  
アップロードできる提案様式の電子媒体は 1 ファイルで、最大容量は 3MB です。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意してください。やむを得ず上限値を超える場合は、アップロードする前にプログラム担当《cronos@jst.go.jp》へ問い合わせてください。
- ② 応募書類に不備等がある場合は、選考対象とはなりませんので、本募集要領及び研究開発提案書雛形の作成要領を熟読のうえ、注意して記入してください（応募書類のフォーマットは変更しないでください。）。応募書類の差替えは固くお断りします。

## 5.3 その他

### (1) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ先

プログラムそのものに関する問い合わせはプログラム担当にて受け付けます。e-Rad の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。本プログラムの公募情報ページ及び e-Rad ポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。なお、選考状況、採否に関する問合わせには一切回答できません。

プログラムに関する問い合わせ及び応募書類の作成・提出に関する手続き等に関する問合わせ	JST 未来創造研究開発推進部・CRONOS 推進グループ	<p>&lt;問い合わせは、必ず電子メールでお願いします(お急ぎの場合を除きます)&gt;</p> <p>E-mail : <a href="mailto:cronos@jst.go.jp">cronos@jst.go.jp</a></p> <p>電話番号 : 03-6272-4004</p> <p>受付時間 : 10:00~17:00</p> <p>※土曜日、日曜日、祝祭日を除く</p> <p>[電話でご質問い合わせた場合でも、電子メールでの対応をお願いすることがあります]</p>
e-Rad の操作方法に関する問合わせ	e-Rad ヘルプデスク	<p>0570-057-060(ナビダイヤル)</p> <p>9:00~18:00 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く</p>

○本プログラムの公募情報ページ

<https://www.jst.go.jp/kisoken/cronos/koubo/2025/index.html>

○e-Rad ポータルサイト : <https://www.e-rad.go.jp/>

## (2) e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。サービス停止を行う場合は、e-Rad ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

※ 「第6章 募集対象となる領域およびグランドチャレンジ」は別紙をご参照ください。